

64-244

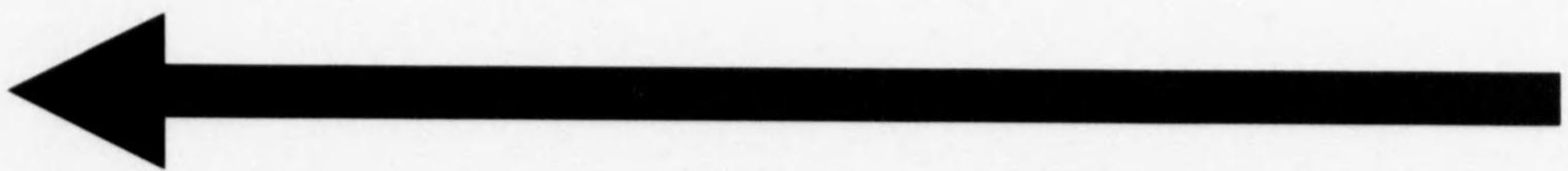


1200501278102

44



始







大久保利通文書

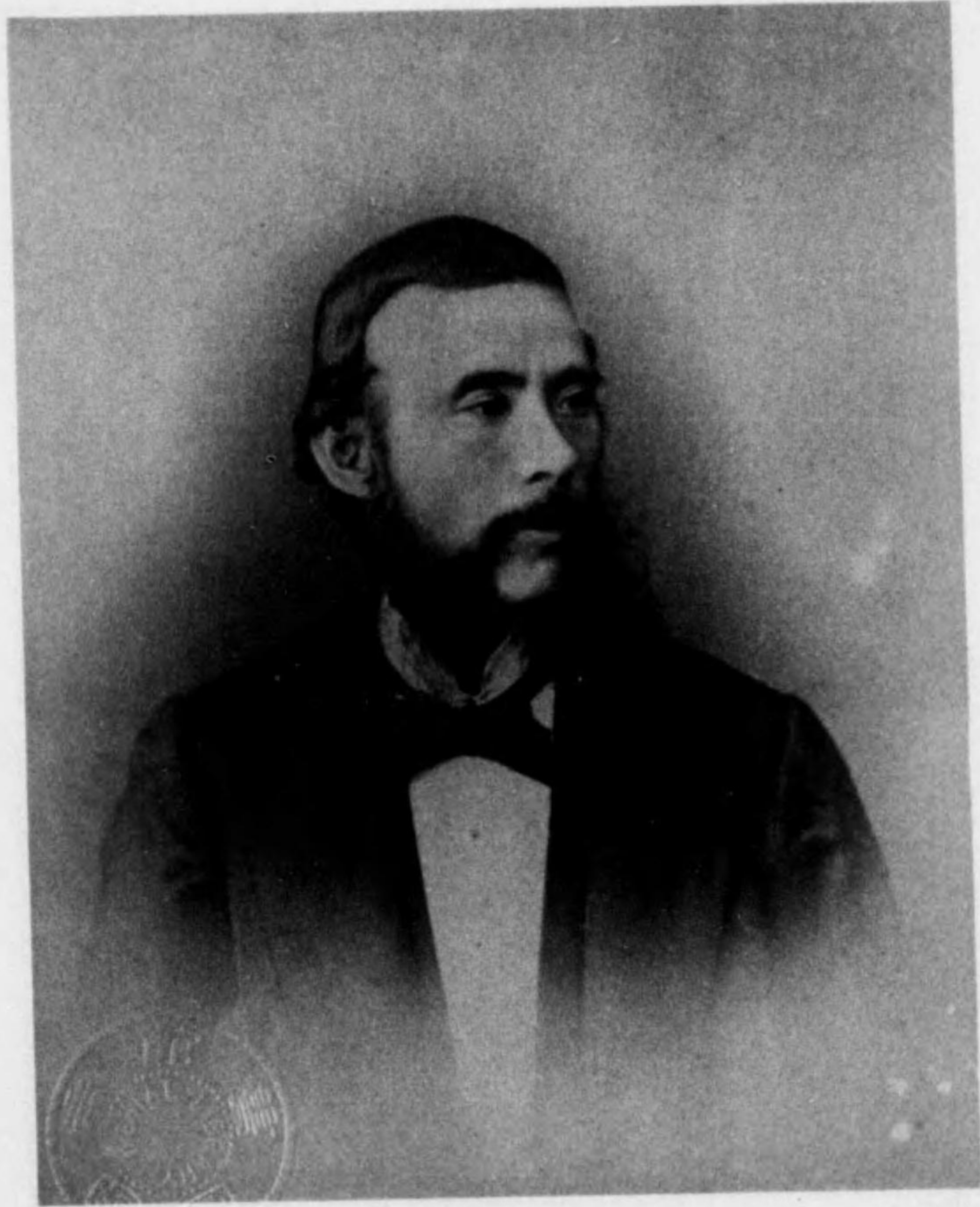


忠重著



巴中書  
籍印  
唐





像 肖



64-244

大久保利通文書第十目次

大久保家系圖

大久保家ノ祖先ト其ノ墓碑

市來川上ニ於ケル大久保家歴代墓碑

市來川上ヨリ城下ニ復歸セシ後ノ歴代墓碑

大久保利通年譜

明治十一年 地方制度改正案

使清辨理始末

處蕃趣旨書

大久保利通文書索引

目次



# 大久保家系圖



大久保家ハ藤原姓ニシテ世々島津氏ニ仕フ其祖先ハ詳ナラス一説ニ島山重忠ノ後裔ナリト云フ徳川氏ノ中世頃鹿兒島城下ヨリ封内ナル薩南市來郷川上ニ中宿(中宿ノコト)後ニ詳ナリ)セシヲ以テ利通ヨリ八代ノ祖ト推定セラル、仲兵衛ヨリ以下三代ノ墓ハ川上ニ在リ、五代ノ祖正左衛門ニ至リ城下ニ歸住ス而シテ大久保家ノ系圖書ハ不幸ニシテ明治十年ノ役ニ兵燹ニ罹リテ悉ク烏有ニ歸シ、他ニ何等徴スヘキ資料ナキモ、今市來郷川上ノ外鹿兒島市南林寺、大坂妙徳寺及ヒ東京大圓寺等ニ散在セシ歷世ノ墓碑ヲ考證シテ略譜ヲ作成シ猶ホ後ノ研究ニ俟ツコト、セリ

○利□

通稱仲兵衛、市來郷川上ニ中宿ス、元禄十六年癸未四月十八日歿、法名墓面脱落ノ爲不明、川上ニ葬ル、墓石及ヒ歿年ニ據リ利通ヨリ八代ノ祖ト推定ス、



大久保家系圖

○利□ 通稱勘之丞、元文三年戊午九月八日歿、  
法名墓面缺落ノ爲不明、川上ニ葬ル、

○利□ 通稱正左衛門、寶曆十年庚辰二月五日歿、  
法名長安壽盛居士、川上ニ葬ル、

○利□ 通稱正左衛門、城下加治屋町ニ歸住ス、明和七年庚寅正月廿六日歿、  
法名永宗軒松岩支壽居士、南林寺ニ葬ル、

○利辰 通稱正左衛門、天明六年丙午八月廿九日歿、年六十五、  
法名賢道廊心居士、江戸大圓寺ニ葬ル、

○利敬 通稱正左衛門、享和元年辛酉四月二十日歿、  
法名大眞行徹居士、大坂妙徳寺ニ葬ル、

○利建 通稱勳兵衛、大島代官附役、文政四年辛巳八月四日歿、  
法名清涼院大心眞道居士、南林寺ニ葬ル、

ミハ 母ハ日置氏、  
牧野氏ニ嫁ス、

吉之丞 戊辰ノ役越後ニ於テ戰死ス、

伸顯 實ハ利通二男、牧野氏ヲ嗣ク、

治良介 諱利貞、別家ヲ嗣ク、

○利世 通稱次右衛門、號子老、冠雪、琉球館附役、文久三年癸亥五月十九日歿、年七十、  
法名嘉直軒子老冠雪居士、南林寺ニ葬ル、

ナカ 新納立夫(嘉藤次)ニ嫁ス、

○利通 初名利濟、通稱正助後一藏、號甲東、母ハ皆吉風徳二女フク、參議兼内務卿、  
贈從一位右大臣、明治十一年戊寅五月十四日薨、年四十九、青山墓地ニ葬ル、

キチ 石原近昌(直左衛門)ニ嫁ス、

スマ 山田有庸(材介)ニ嫁ス、

ミネ 石原近義(正右衛門)ニ嫁ス、

○利和 幼名彦熊、彦之進、母ハ早川七郎左衛門二女増子、  
侯爵

伸顯 幼名伸熊、牧野氏ヲ嗣ク、母同上、  
伯爵

○利武 幼名三熊、母同上、  
侯爵

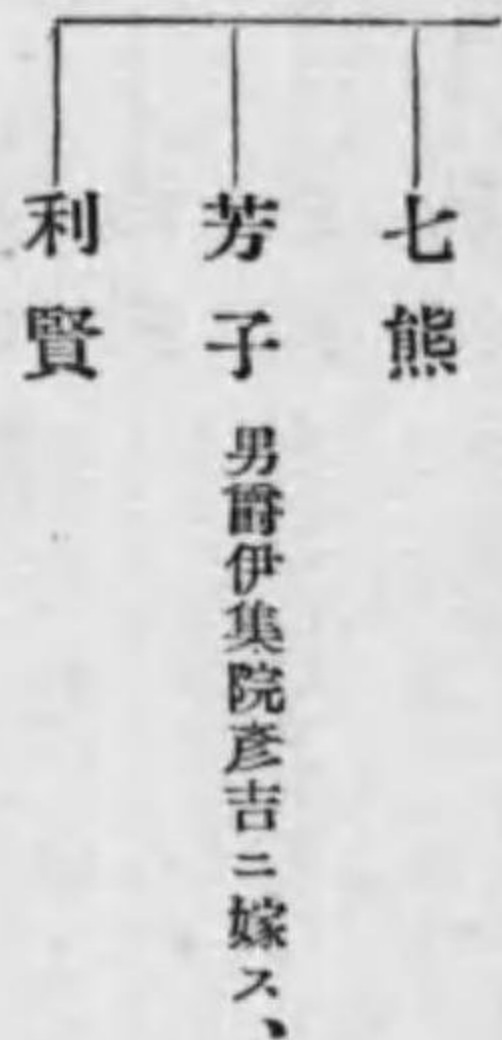
達熊

雄熊 石原近昌氏ヲ嗣ク、

駿熊

大久保家系圖





### 大久保家ノ祖先ト其ノ墓碑

舊薩藩時代ヲ考フルニ城下ノ士分ニシテ家道意ノ如クナラサル者ハ中宿願ナル書ヲ提出シ藩廳ノ許可ヲ受ケ年限ヲ定メテ地方鄉村ニ移住シ開墾農業ニ従事スルノ特殊ナル武士保護ノ制度アリキ而シテ其ノ家道回復スルニ及ンテ再ヒ城下ニ歸住ス故ヲ以テ、其ノ間家ヲ城外ニ移シ身ハ鄉村ニ住スルモ依然城下士分ノ資格ヲ失ハスシテ、一家内ノ異動ハ常ニ藩廳ニ報告シ、時々城下ニ出テ、藩主ニ伺候シ忠勤ノ意ヲ表シタリキ、鹿兒島縣日置

郡市來郷ノ内川上、川井田等ニハ是等移住ニ係ル舊藩士ノ子孫今尙少ナカラス、大久保家ノ祖先モ亦一時コノ山間僻地ニ移住シテ中宿ノ數代ヲ經過シタルコト利通青年時代ニ手記セシ「公用書付諸覺帳」ノ記録ニ明ラカナリ、去ル大正十年利武歸縣ノ際中宿地ノ川上ニ赴キ先塋ニ詣テタルニ、大久保家祖先ノ墓所ハ淵脇及宮ノ前二ヶ所ニ分レ、凡ヘテ十七墓ヲ存スルモ、單ニ法名ト年月ヲ記シタルモノ、或ハ又墓面壞滅シテ文字不明ノモノ多ク遠祖歴代ノ系統ヲ知ルニ由ナシ、就中最モ古キ墓碑ハ靈元天皇ノ貞享二年十一月初六日(徳川綱吉ノ代)即チ今ヨリ二百四十四年前ノモノナリ、而シテ大久保家ハ其ノ間ニ二家ニ分レ、本家ハ今ヨリ八代前ニ城下ニ歸住シタルモ分家ハ川上ニ殘リテ同姓數戸ニ分レ、明治三年藩廳ノ許可ヲ得テ、市來郷ノ士族ニ編入シ今日ニ至ル而シテ、維新ノ初メ利通歸縣シタル際、大久保本家ノ所有タリシ川上小字上ノ園ニ存セシ舊邸宅小字一郎堀山林小字久徳山元ノ田畑ヲ分家大久保善之助及石神孫太郎等ニ贈與セシカ善之助ノ住地ハ



舟川トテ少シク隔タレルヲ以テ石神ニ托スルニ大久保家墓所ノ管理ヲ以テシタリキ而シテ土地ノ有志者及青年等ハ先年利武ノ展墓ヲ喜ヒ相謀ル所アリ、同地小學校庭内ニ大久保家先世記念碑ヲ建設シ舊蹟ヲ永遠ニ傳フルコト、セリ (文書第九、五〇七頁參照)

○市來川上ニ於ケル大久保家歴代墓碑

一 長安壽盛居士 大久保正左衛門

一 月山妙秋大姉 大久保正左衛門妻

寶曆十庚辰二月五日(百六十九年前但昭和四年起算)

一 廷柔玄齡居士 大久保勘之丞

元文三戊午十月初八日(百九十一年前)

一、、、居士 大久保仲兵衛

元祿十六癸未歲四月十八日(二百二十六年前)

一 松巖、居士

寶永五戊子九月廿八日(二百二十一年前)

一 梅窓妙春大姉 大久保正左衛門母

元文三戊午正月十五日(百九十一年前)

一 月窓妙開大姉

貞享四卯九月三日(二百三十二年前)

一 椿壽、保大姉 大久保正左衛門母

享保十六辛七月初四日(百九十八年前)

一、、、童女

、、、戊十月十八日

一、、相信大姉

元文四巳六月五日(百九十年前)

一 花月妙林善尼



寶、九卯年二月朔日(百七十年前)

一、秋月禪童女

寶曆三癸酉九月十六日(百七十六年前)

一、

、

一永峯存知居士

元祿七 三月二十日(二百三十五年前)

一花岳榮春大姉

貞享二乙丑年十一月初六日(二百四十四年前)

(外ニ墓石二基存スレモ文字全ク摩滅セリ)

○市來川上ヨリ城下ニ復歸セシ後ノ歷代墓碑

一永宗軒松岩玄壽居士

大久保正左衛門

明和七年庚寅正月二十六日(百五十九年前) (鹿兒島南林寺)

一賢道廓心居士

薩州大久保正左衛門利辰

天明六年丙午八月二十九日(百四十三年前) (江戸 大圓寺)

一大真衍徹居士

薩州大久保正左衛門利敬

享和元年辛酉四月二十日卒(百二十八年) (大坂 妙徳寺)

一賢道廓心居士

大久保正左衛門(利辰)

久山妙、

祖考天明六丙午八月二十九日歿江戸邸享年六十五年葬大圓寺理髮毛

于此

祖妣文化十癸酉四月二十四日歿享年八十一同葬于此

大久保利敬謹誌

大久保勘兵衛利建 (南林寺)

右墓誌ハ鹿兒島南林寺ニ刻セルモノ今其鬚毛及遺骨ヲ此ニ合瘞ス



ルニ方リ改メ鐫シテ其由來ヲ明ニス

明治四十四年五月十四日

侯爵大久保利和

一 清涼院大心真道居士 大久保勘兵衛利建

文政四年辛巳八月四日(百〇八年前)

文政四年伯兄大久保利建公奉大島代官附役之命夏四月念日至焉未幾  
罹疾遂卒于官舍矣九月二十日訃至於是乎奉遺髮謹葬于松原山云

文政四年冬十二月三日

大久保利世謹誌

一 冠雪大人之墓

文久三年癸亥五月十九日(六十六年前)

寛政六年甲寅十一月十九日生通稱大久保次右衛門隱居號冠雪諡曰  
慕直軒子老冠雪居士 年七十歲

(南林寺)

一 紅秋軒心月永昌大姉

元治元年甲子八月二十四日(六十五年前)

行年六十二歲

大久保利濟母 (南林寺)

右兩墓前ニ石燈籠一對アリ右方ニ刻セル文字ハ

奉獻燈

南洋之遊士

玉江康篤

明治

同

同 柳曹

同 常彦

同 末駒

左方ニ 敬建

大久保氏(利通筆蹟)

家祖歷代ノ墳墓ハ鹿兒島市南林寺并ニ大阪市福島妙徳寺東京市大  
圓寺ニ在リ今年三處ノ遺骸ト其墓石トヲ移シ青山ノ塋域ニ改葬シ  
神祭ヲ以テ佛式ニ代フ

明治四十四年五月十四日

侯爵大久保利和



大久保家系圖

- 一 秋山月光居士 大久保治良助利貞
- 文化十三年丙子八月二十三日(百一十三年前)
- 一 延柔、、、
- 元文丑三年九月八日(百九十一年前)
- 一 椿壽、、、
- 享和、、六月四日
- 一 露菊禪童女 大久保喜藏娘
- 寶曆十一年十月十八日(百六十八年前)
- 一 富山玄、大姉 大久保喜三太母
- 寶曆十二年十月二十二日(百六十七年前)
- 一 幼梅禪、童子 大久保尙次郎
- 寛政三年十二月十日(百三十八年前)
- 一 知山良、居士

寛政五年十一月二十九日(百三十六年前)

一 春光禪童女

- 享和三年正月十六日(百二十六年前)
- 一、、、榮大姉
- 享和三年正月二十九日(同上)
- 一、、、童子 大久保勘太郎
- 、、、年三月十八日
- 一、、、童子 大久保金助
- 、、、年、、

右祖先來鹿兒島舊南林寺ニ在リシ家族ノ遺骨ヲ移シタルモノニシ  
テ此ニ集瘞セルモノナリ

明治四十四年五月十四日

侯爵大久保利和

大久保家系圖



如上列記セル墓碑ニ依リ大久保家ノ系統ヲ按スルニ、利通ヨリ八代前ノ當主仲兵衛ハ元祿十六年今ヲ去ル二百二十六年前川上ニ於テ歿シ、次ノ勘之丞ハ元文三年今ヲ去ル百九十一年前同シク川上ニ歿ス、次ノ正左衛門ハ寶曆十年今ヲ去ル百六十九年前歿セシカ、其ノ夫妻ノ墓所ハ少シク隔タリ且墓石ノ大キサ形狀等ヨリ見ルトキハ此時代ニ至リテ大久保家ノ家計モ稍恢復セルヲ推測セラル、ナリ、次ノ正左衛門ハ藩主ニ請フテ中宿ヲ止メ、再ヒ城下ニ復歸シタルモノニシテ其墓石ハ鹿兒島市南林寺ニ存スル最モ古キ年代ニ屬シ、所謂大久保家中興ノ祖トモ云フヘキカ、次ノ正左衛門利辰ハ藩主ニ從ヒ江戸ニ出テ天明六年今ヲ去ル百四十三年前病ニ罹リテ死シ、次ヲ正左衛門利敬ト云ヒ大坂藩邸ニ仕官中病死セシカ三男アリ、長男勘兵衛利建ハ大島代官附役在職中文政四年今ヲ去ル百八年前官舎ニ於テ病死シ、二男治良介利貞ハ和漢ノ學ニ通シ頗ル識見アル人物ニシテ出テ、別家ヲ繼キシカ不幸ニシテ早死セリ、三男次右衛門利世家ヲ繼キ皆吉風德ノ二女

福子ヲ娶リ利通ヲ生ミシナリ、次右衛門ハ子老ト號シ隱居シテ冠雪ト稱ス、豪邁ニシテ氣節アリ、夙ニ人物ヲ以テ郷黨ニ推サレ、廣ク有爲ノ士ト交ハリ、最モ青年ヲ愛ス、又陽明ノ學ヲ好ミ、禪學ニ通シ有名ナル無參和尙トハ斷金ノ交アリ、而シテ同町内ノ西郷隆盛ハ利通ト竹馬ノ友ナリシカ亦幼少ヨリシテ最モ次右衛門ニ愛セラレ其薰陶ヲ受ケタリ、隆盛曾テ人ニ語リテ曰ク、予ハ多ク郷黨先輩ノ教ヲ受ケシカ、就中次右衛門翁ノ義氣ト決斷ニハ深ク推服シ大ニ學フ所アリシト、利通ノ外祖父皆吉風德ハ元來醫ヲ家業トセシモノナルカ一世ノ奇傑ニシテ早ク長崎ニ出テ、蘭學ヲ修メ故ヲ以テ頗ル海外ノ事情ニ通シ英邁卓識ニ富ミ其行爲往々人ノ意表ニ出ツルモノ多カリキ曾テ文政年間自ラ龍骨式三本橋ノ西洋形帆船ヲ設計建造シテ伊呂波丸ト命名シ、藩命ニ依リ琉球トノ海運ニ供セシコトアリ、風德歿後、安政年間ニ於テ齊彬公ノ洋式船艦ヲ建造スルニ際シテハ、伊呂波丸一件ニ關シ風德盡力ノ顛末ヲ記セル渙象論ヲ參考ニ資スルトコロ少ナカラス故ニ公ノ厚



ク賞賜セラレシハ有名ナル事蹟ナルカ、其他奇行逸話枚舉ニ遑アラスシテ皆吉風徳ノ名聲今尙縣下人口ニ膾炙セリ、風徳ハ利通ノ資性ニ望ミヲ囑シ其成長ヲ樂シミ深ク愛シタルカ、利通八歳ノ時遂ニ易簣セリ利通ノ後年名ヲ成スニ至レルモノ亦其ノ故アリト云フヘシ

### 大久保利通年譜(上)

幼名は正袈裟、後正助又一藏と稱す、諱は利濟、後利通と改め、甲東と號す、父は次右衛門、諱は利世、琉球館附役たり、母は皆吉風徳の次女、ふく子と云ふ、一男四女あり、利通は其長子なり

天保元年 庚寅

紀元二四九〇年  
西曆一八三〇年

一歳

八月十日鹿兒島城下加治屋町に生る

是年吉田松陰生る

是年齊彬公二十一歳 眞木和泉守十九歳 大久保一翁十四歳 伊達宗城十三歳 勝

安芳八歳 得能良介六歳 岩倉具視、岩下方平五歳 山内容堂、西郷隆盛、税所篤四歳

松平春嶽、副島種臣、吉井友實、伊地知正治三歳 武市半平太二歳

天保二年 辛卯

紀元二四九一年  
西曆一八三一年

二歳

一月十九日先々君島津重豪公従三位に叙せらる



天保三年壬辰

紀元二四九二年  
西曆一八三二年

三歲

十月十二日長妹きち子生る後藩士石原近昌に嫁す

天保四年癸巳

紀元二四九三年  
西曆一八三三年

四歲

一月十五日重豪公薨す年八十九

是年木戸孝允及廣澤眞臣生る

天保五年甲午

紀元二四九四年  
西曆一八三四年

五歲

十二月十六日世子齊彬公左近衛權少將に任ぜらる

是年橋本左内生る

天保六年乙未

紀元二四九五年  
西曆一八三五年

六歲

是年坂本龍馬松方正義生る

天保七年丙申

紀元二四九六年  
西曆一八三六年

七歲

四月十一代將軍家齊公職を子家慶公に譲る

是年河村純義生る

天保八年丁酉

紀元二四九七年  
西曆一八三七年

八歲

七月十日亞米利加船「モリソン」號山川に來る

九月二十二日次妹すま子生る後藩士山田有庸に嫁す

是年母方の祖父皆吉鳳徳歿す

是年三條實美公、徳川慶喜公、板垣退助生る、大鹽平八郎亂を大坂に起す

天保九年戊戌

紀元二四九八年  
西曆一八三八年

九歲

二月薩藩島居平八兄弟をして高島流の西洋砲術を學はしむ

是年小松帶刀、長岡監物、中岡慎太郎生る

天保十年己亥

紀元二四九九年  
西曆一八三九年

十歲

是年高杉晋作、久坂玄瑞、後藤象次郎生る

天保十一年庚子

紀元二五〇〇年  
西曆一八四〇年

十一歲

四月二十一日島津忠義公生る

六月十六日三妹みね子生る、後石原近昌の弟近義に嫁す

十一月光格上皇崩御



是年黒田清隆生る

天保十一年辛丑

紀元二五〇一年  
西暦一八四一年

十二歳

閏一月前將軍家齊公薨す

十月十三日先君島津齊宣公薨す

十月渡邊華山自刃す

是年伊藤博文生る

天保十三年壬寅

紀元二五〇二年  
西暦一八四二年

十三歳

七月幕府外國船の取扱方を令し尋て海防を嚴にし勤儉を令す

是年大山巖生る

天保十四年癸卯

紀元二五〇三年  
西暦一八四三年

十四歳

五月二十三日姉なか子藩士新納立夫(嘉藤次)に嫁す利通より長すること

三歳

十月十日英船琉球に来る

是年西郷從道生る

弘化元年甲辰

紀元二五〇四年  
西暦一八四四年

十五歳

三月十一日佛國船琉球に來りて通信貿易を求む

弘化二年乙巳

紀元二五〇五年  
西暦一八四五年

十六歳

七月二日樺山三圓等と栗野に往き義弘公の遺跡を探り六日歸宅す(樺山三圓

日記)

弘化三年丙午

紀元二五〇六年  
西暦一八四六年

十七歳

一月二十六日仁孝天皇崩御、鷹司政通を攝政に準す

二月十三日孝明天皇踐祚政通關白となる

八月兩親と共に市來湯治に往き滞在す(樺山三圓日記)

五月佛國軍艦又琉球に來り互市を要請す

是年藩の記録所書役助と爲る

五月十二日姉なか子歿す年二十歳

弘化四年丁未

紀元二五〇七年  
西暦一八四七年

十八歳



四月二十五日類年外警屢至るを以て勅使を石清水に遣はし國家安全を祈らせ給ふ  
五月二十日新納を訪ひ亡姉年回の追懷に詩を賦す(新納日記)

六月長崎關人再び幕府に開港を勸告す

嘉永元年 戊申

紀元二五〇八年  
西曆一八四八年

十九歳

一月十三日系圖御家譜編集別勤改書役を命せらる(利通日記)

一月十九日藩學助教横山安容の門に入る(同上)

六月四日税所喜三左衛門、樺山三圓等と重富に往き新納を訪問す(同上)

六月九日御流儀(西洋流)砲術家成田正右衛門の門に入る(同上)

十一月廿五日父と共に櫻島古里湯治に往く(同上)

嘉永二年 己酉

紀元二五〇九年  
西曆一八四九年

二十歳

一月二十八日幕府薩藩に命し琉球在留の外人を退去せしむ

十二月三日近藤隆左衛門、山田一郎左衛門、高崎五郎右衛門等世子齊彬公擁護の爲君側の姦を除かんとし事發覺切腹を命せられ利通等大に憤激す

嘉永三年 庚戌

紀元二五〇〇年  
西曆一八五〇年

二十一歳

四月八日父利世齊彬公の擁護事件に關係して藩譴を蒙り尋いて沖永良部島へ流謫せられしか當分坐敷牢を命せられ利通亦免職仕途を禁せらる

十二月三日將軍親しく齊興公に茶器を與へ隠退を諷す

七月三日書を新納に贈り藩命に依り互に出入を差控ふべき旨を通す(新納日記)

十月四日父利世前の濱を出帆し謫所沖永良部島に向ふ(同上)

十二月五日新納を訪ひ借財につき盡力を謝す(同上)

此頃利通家計頗る困窮且つ老母の病を慰め諸妹を教養し内外の艱難謂ふへからす父の身上を案し大中神社に日參せしと云ふ

嘉永四年 辛亥

紀元二五〇一年  
西曆一八五一年

二十二歳

二月二日齊興公隱居し齊彬公封を襲く



二月廿二日新納を訪ね齊彬公の襲封を悦び祝杯を舉ぐ(新納日記)

三月廿五日父利世沖永良部島に安着の報達す(新納日記)

五月八日齊彬公入國鹿兒島に着せらる利通喜悅に堪へず西郷隆盛、長沼嘉兵衛等を招き大に祝ふ(同上)

五月廿二日關勇助、新納來遊時事を談す(同上)

八月十二日西郷隆盛と共に新納に招かる(同上)

十月十二日是より先西郷隆盛等と共に無參和尚に就き參禪したりしか是日和尙の病篤く新納と共に親しく病床を見舞ふ(同上)

十月十三日無參和尚遷化す

此頃西郷隆盛、長沼嘉兵衛、有村俊齋等日夕會合して近思錄を講し又伊藤茂右衛門に就き陽明學を修む

嘉永五年壬子

紀元二五二二年  
西曆一八五二年

二十三歳

閏二月九日西郷隆盛、長沼嘉兵衛、税所篤、新納立夫等と屋久島赴任の叔父

皆吉金六の爲めに送別の宴を催す(新納日記)

五月齊彬公訓令を發し士風を矯正し勤儉を奨励す

八月關國甲必丹米蠶の來航を幕府に警告す

嘉永六年癸丑

紀元二五三三年  
西曆一八五三年

二十四歳

四月三十日米國水師提督「ペルリー」軍艦を率ゐて琉球に來る

五月利通禁を解かれ再び記録所に入り尋て御藏役と爲る

六月三日米國水師提督「ペルリー」浦賀に來り關國通商を求む

六月二十二日將軍徳川家慶薨し尋て家定將軍と爲る

七月一日幕府「ペルリー」の要求を諸侯に示し意見を徵す

七月十八日露國提督「プーチヤチン」長崎に來る

七月二十九日齊彬公幕府の請問に應じ「ペルリー」の要求對策につき意見を録上す

十一月齊彬公軍艦蒸汽船の製造を幕府に申請す

十一月廿八日關勇助、新納立夫來訪時事を談す(新納日記)

安政元年甲寅

紀元二五四年  
西曆一八五四年

二十五歳

一月二十一日齊彬公鹿兒島を發し參觀の途に就く西郷隆盛公に扈從して初めて江戸



に出つ

一月二十六日「ペルリ」提督軍艦六隻を率ゐる再び浦賀に來り條約締結を迫る

三月三日日米和親條約十二ヶ條を締結す神奈川條約是なり

七月十一日幕府齊彬公の建言に因り日の丸を日本の總船印と爲す旨を令す

七月三十日父利世赦免せらる

安政二年乙卯

紀元二五五五年  
西曆一八五五年

二十六歳

一月九日孝明天皇齊彬公に宸筆の和歌を賜ふ

三月十四日父利世沖永良部島より還る

是年村田清風歿す

六月二十七日齊彬公薨に鹿兒島に於て建造せし軍艦昇平丸を幕府に獻す

九月十三日有村俊齋、樺山三圓等と加世田の日新寺に詣つ(新納日記)

十二月二日江戸に大地震あり藤田東湖、戸田忠敬震死す

安政三年丙辰

紀元二五五六年  
西曆一八五六年

二十七歳

二月二十九日樺山三圓の東上を送る(樺山三圓日記)

十二月齊彬公の養女篤子將軍家定公に嫁す

安政四年丁巳

紀元二五五七年  
西曆一八五七年

二十八歳

二月二十五日近在詰地方檢者(郡奉行下役)を命せらる(公用書付 諸覺帳)

十月老中阿部正弘卒す

五月二十八日下加治屋町方限取締を命せらる(同上)

十月七日齊彬公親書を發して學問の要旨を諭す

十一月一日西郷隆盛と共に徒目付と成る

同日東上の西郷と同伴して熊本に赴き長岡監物、津田山三郎を訪ひ時事を談す

十二月大坂御留守居役たりし早崎七郎右衛門の二女満壽子と婚す

安政五年戊午

紀元二五五八年  
西曆一八五八年

二十九歳

一月六日齊彬公書を近衛左大臣三條内大臣に上り一橋慶喜を將軍の儲貳たらしむへしとの内勅を幕府に下されんことを請ふ

四月井伊直弼大老と爲り六月米國との假條約に調印し且紀州徳川慶福を以て將軍の後嗣と爲す



七月五日將軍家定公薨す

七月十六日齊彬公薨す弟久光公に後事を託し遺命して久光公の子忠義公を嗣と爲す

九月井伊大老諸藩の勤王志士を捕ふ

十一月西郷隆盛月照と海に投す西郷は蘇生して後大島に潜居せしめらる

十二月二十八日忠義公封を襲く

十二月二十九日利通竊に書を山川寄港中の西郷に贈り勤王の義舉につ

き意見を問ふ

安政六年己未

紀元二五一九年  
西暦一八五九年

三十歳

正月二日藩の世子哲丸君夭す

是年三條實萬、長岡監物歿す

吉田松陰、橋本左内、頼三樹三郎刑死す

七月七日長男利和生る幼名彦熊又彦之進

九月十二日先々君齊興公薨す

十一月同志四十餘人と盟約して脱藩京都に於ける義舉を企つ藩主忠義公精忠士面々へと稱し同志の徒に親書を下し尊王の深意を告諭せらる、

利通等感激して直に在大島なる隆盛の名を加へ請書を提出し義舉を止む  
十一月十九日順聖公の遺志に基づき御劍獻上の儀を建白す  
是月屢時事を藩主及び久光公に建言す久光公後密書を利用に贈らる

萬延元年庚申

紀元二五二〇年  
西暦一八六〇年

三十一歳

一月九日幕府外國奉行新見豊前守等を米國に遣す

二月書を久光公及び家老島津下總に呈し在江戸同志へ義舉中止の事情を告げん爲め出府を請ふ聽されす

三月三日藩士有村治左衛門水戸浪士等と井伊大老を櫻田門外に要撃す

三月十一日初めて久光公に謁し時事を建言す

三月二十三日忠義公參觀の途筑後松崎驛に於て櫻田事變の報に接し鹿兒島に引返す

三月廿四日再ひ久光公に謁し出兵の事につき建言す

閏三月御勘定方小頭と爲る

七月十日皇子祐宮を立て、皇儲とす

八月十五日水戸徳川齊昭公薨す



八月二十七日水戸藩士三十七人江戸薩邸に投し攘夷に關する陳述書を提出す  
十二月五日浪士等米國通譯官「ヒュースケン」を江戸赤羽に殺す

文久元年辛酉

紀元二五二一年  
西曆一八六一年

三十二歳

二月二十五日利通の願に依り忠義公より西郷家に金二十五兩を賜ふ、利通直に留守宅に持參す

四月十九日久光公養家重富家を出て本籍に復し藩政補佐と爲る

四月二十二日次男伸顯生る、幼名伸熊後出て、牧野氏を嗣く

五月二十八日水戸浪士等東禪寺を襲ひ英人を傷く

是月吉利領主小松帶刀御側役となる

九月西郷等同志と謀り門伐町田家の秘藏に係はる大楠公の木像を請ふて伊集院石谷に社殿を造營す

十月四日忠義公諸有司に論して藩政に關する意見を徴す

十月二十日和宮内親王將軍家茂公に降嫁せらる

十一月破格を以て御小納戸に拔擢せられ一代新番と爲り初めて藩政の

樞機に參與す

十二月八日忠義公小納戸中山實善をして近衛大納言に倚り波平行安の刀を獻す、十一日聖上御製の和歌を賜ふ

十二月十二日福岡藩士平野國臣竊に來訪會見す

十二月十六日久光公に謁し重大事を建言す、公國事に關する眞意を告ぐ

十二月十六日順聖公の廟に參詣大願成就を祈願す

十二月二十八日久光公の内命を承けて上京の途に就く

是年大隅志布志大慈寺柏州和尚京都に於て久光公上洛の密勅を得て歸藩す

文久二年壬戌

紀元二五二二年  
西曆一八六二年

三十三歳

一月十三日京都に着し翌日近衛前左大臣父子に謁し、久光公上京國事周旋の内意を上陳す

二月一日近衛前左大臣の書を齎らして歸藩す

二月三日柴山愛次郎橋口傳藏と共に歸藩の途次久留米藩士眞木和泉守と相會す(眞木日記)



同四日筑後羽犬塚に於て眞木和泉守來り訪ふ(同上)

二月十二日利通等の請に依りて西郷大島より召還せられて鹿兒島に着す、十三日利通西郷等と小松帶刀の邸に會合し國事を議す

二月廿八日眞木和泉守密に入薩利通等と會見す(眞木日記)

三月十六日久光公士卒千餘人を率ゐて東上、利通之に隨從す、且つ久光公に請ひ隆盛をして先發諸藩志士の行動を視察せしむ、隆盛廿二日下の關に抵るや頗る京坂の形勢を憂へ、公の來るを待たすして下の關を發して東上す、公大に怒る

三月三十日下の關より先發し急に西郷の後を追ふて東上す

四月六日大坂より伏見宇治に抵り西郷と相會して京坂の形勢を聞く

四月八日攝津大藏谷に抵り久光公を迎ふ、西郷捕縛の命既に下る九日兵庫に於て西郷偶來訪す、依りて夜に入り利通竊に西郷を海濱に誘ひ久光公の怒を告げ刺せんとす、西郷心情を吐露して之を止む、是夜西郷利

通の旅館に宿す

四月十一日大坂川口に至り會談夜を徹して西郷等の歸藩を送る

四月十六日久光公に従ひ京都に着す、公は即日近衛家に參殿す

六月隆盛徳の島へ遠島を命ぜらる

閏八月隆盛沖永良部島へ移さる

四月十七日久光に浪士鎮撫の勅命を下さる

四月十九日命を受けて大坂に往き志士を説得し二十一日歸京す、志士表に承服を装ふも密に義舉の準備を急ぐ

四月二十三日奈良原繁等久光公の命を受け伏見寺田屋に往き有馬新七等の決舉を制す、肯せず遂に新七等八人を斬る

五月六日久光公の命を以て正親町三條實愛、中山忠能、岩倉具視の諸卿に謁し勅使關東下向のことにつき建策す

五月九日久光公勅使大原重徳の補佐を命ぜらる

五月十五日久光公近衛家に於て中山、正親町三條、岩倉の諸卿と會見し國事を議す、利通亦隨從す



五月二十日御小納戸頭取に進む

五月二十一日長藩邸に使す

五月二十二日久光公東下の途に就く、利通隨行して翌六月七日江戸に着す

六月十日醉月樓に於て長藩周布政之助等と會見す、十三日又周布と墨田川に遊ぶ

六月二十六日大原勅使に謁し閣老若し奉命せずんは決心する所あるを告げ歸途板倉閣老の用人山田安五郎を訪ひ激論す

六月二十九日幕府政治改革の勅旨を奉して七月六日一橋慶喜公を將軍の後見職と爲し九日又松平慶永を政治總裁職と爲す

七月二十九日越前邸に往き中根雪江等と國事を論す

八月二十一日久光公江戸を發し西上す利通隨從す、是日生麥村に於て英人四人列を妨ぐ、依りて從士其一人を殺し二人を傷く

閏八月七日京都に着し公九日參内復命す、主上公に褒勅及び御劍を賜ふ

閏八月二十一日近衛公より懷紙を賜ふ

閏八月二十三日久光公に隨ひ京都を發し翌月七日鹿兒島に歸着す

九月九日久光公より御縁頭及び御綬を賜ひ十三日更に小柄と笄を賜ふ

九月三十日御用取次見習と爲る

九月伏見一舉事件にて罪を得たる諸士皆赦免せらる

十一月十二日齊彬公に從三位權中納言を追贈せらる

十二月九日久光公の命を受け吉井友實と共に再び東上す

十二月二十日着京し、即日近衛關白に謁し久光公の書を呈し時事につき

て建言す

十二月二十五日朝廷の内旨を奉し京都を發し江戸に下る

文久三年癸亥

紀元二五二三年  
西曆一八六三年

三十四歳

一月三日江戸に着し松平春嶽、山内容堂等に謁して將軍の上洛延期を建策す





一月九日春嶽容堂兩侯の國是議定に關する意見書を齎して江戸を發し再ひ入京近衛關白に復命し、二月に入り歸藩す、大坂より海上暴風に遭ひ船遂に難破し身僅に覆没を免る

二月十日御側役と爲り御小納戸頭取を兼ね、藩政を改革し武備を修め英艦の來襲に備ふ

三月四日將軍上洛す、十一日攘夷祈願の爲め加茂行幸將軍供奉す

三月十四日久光公朝命を奉して上京是日近衛關白に倚り無謀の攘夷を不可とし過激の議を排せらるへき旨を建言す

三月十八日久光公建議容れられざるを以て京都を發し歸國す

四月二十一日朝廷五月十日を以て攘夷期限とす

五月九日父利世歿す年七十歳

五月二十九日姉小路少將暗殺事件を以て薩藩乾御門の警衛を罷め藩士の禁門内に入るを停めらる

五月二十六日長藩士下の關に關國軍艦を砲撃し尋て米艦を砲撃す

六月久光公將に上京せんとするを以て意見書を公に提出す

六月二十八日英艦七艘生麥のことを以て鹿兒島灣に進入す

七月二日薩英の交渉破裂し彼我砲火を交へ激戦翌日に及び英艦多大の損害を受けて退却す

七月二十六日朝廷薩藩の英艦撃攘を嘉し褒勅を賜ふ

八月十七日吉村寅太郎等中山忠光卿を擁し兵を大和に擧げ攘夷倒幕の先驅を試む

八月十八日京都政變あり三條公等七卿及び長藩共に朝廷より卻けられ薩會兩藩代りて禁關の警衛を命ぜらる

九月十二日久光公に隨從して上京の途に就く

十月三日入京す

前年伏見一擧に關係せし諸士皆謹慎を命ぜられしか利通等の盡力に依り悉く赦免され従前の如く出仕を許さる

十月十一日平野國臣薩長志士と共に澤宜嘉卿と擁し兵を生野銀山に擧ぐ國臣刑死す

十月二十日將軍の上洛及び薩英和議の用件を以て江戸に使い、翌月一日和議成立す

十一月十五日京都に復命す



十一月十五日宸翰を久光公に賜ひ時事二十一條を詰問せらる、公二十九日を以て所見を奉答す

十二月二十四日薩藩の幕府より借用せし長崎丸田の浦に於て長藩士の爲めに砲撃せられて沈没し乗組員二十八人之に死す(所謂棉船事件)

元治元年甲子

紀元二五二四年  
西曆一八六四年

三十五歳

一月十三日久光公從四位下左近衛少將に叙任せられ朝議參與を命ぜらる

二月久光公に建言して湊川に神社を創設し楠公を奉祀せんことを以てす九日公之を朝廷に建言す

二月二十八日利通等の盡力により西郷沖永良部島より召還せらる直ちに上京三月十四日京都に着し軍賦役と爲る利通同志と共に宴を張り西郷を迎ふ

四月十八日久光公京都を發し歸藩の途に就く、利通隨從五月九日歸着す六月議政所洋學開成所の創設兵器の改革及海外留學生派遣等のことに盡力す

七月十九日長藩士禁闕を犯す薩、會、桑等の諸藩兵撃ちて之を御く久坂義助、眞木和泉守等皆自殺す

七月二十四日幕府征長の命を發し翌月徳川慶勝を征長總督と爲す

八月五日英、佛、蘭、米聯合艦隊下關を砲撃す

七月開成所に關する意見書を藩廳に提出す

八月外艦の長藩を來襲する如き外難に際し征長の兵を出すを不可とするの建白書を起草す

八月二十四日母ふく子逝く、年六十二歳

九月十一日隆盛初て大坂に於て勝安芳と會見す

十月二日隆盛御側役となる

十一月隆盛征長總督の命を受け廣島より岩國に往き長藩謝罪のことに盡力す

十一月上旬薩藩征長の爲め筑前に出兵す

慶應元年乙丑

紀元二五二五年  
西曆一八六五年

三十六歳

一月二十五日吉井、税所を伴ひ鹿兒島を發し福岡、久留米兩藩に使し又太



宰府に五卿を訪ひ尋て東上二月七日着京す

二月四日武田耕雲齋越前敦賀に斬らる

二月九日朝彦親王及近衛忠熙公父子に謁して長藩主父子及び五卿の進退に就て建言す

二月二十二日關老本莊宗秀阿部正外參内す二條關白幕府專横に付關老を詰問す

三月二十二日京都を發し翌月三日鹿兒島に歸着す

三月二十二日はより先薩藩海外留學生十名を選抜して英國へ派遣を命ぜしか大目付新納久條町田久成等之を率ゐる是日串木野羽島を出帆す五月二十八日英國に着す

四月十三日三男利武生る幼名三熊

五月四日幕府長藩再征の令を發す

五月二十一日鹿兒島を發し東上す途中時事切迫の報に接し筑前より隆盛に書を贈り出京を促す閏五月十日入京直ちに再征の不可を論し朝議の確定を當路の公卿に勸説す

閏五月二十二日將軍上洛して長藩再征の事由を奏す

閏五月二十三日隆盛亦入京共に提携して長州再征の不可を當路の公卿

に説く

六月岩倉具視公竊かに井上石見に託し時事意見書「叢裡鳴蟲」を小松及利通に贈る

七月八日京都より歸藩す

九月七日長藩主父子親書を久光忠義兩公に寄せ交誼を求む

九月又上京す八日書を在坂の隆盛に贈り内外形勢愈迫るを以て速に有力諸藩と結合し朝權確立を謀るべきことを説く

九月十六日英、蘭、佛、米四國公使軍艦九艘を率ゐて攝海に入り條約勅許と兵庫開港を朝廷に迫る

九月二十一日將軍家茂公參内して長藩の再征を奏す

九月二十一日利通朝彦親王及び近衛内大臣に謁して長藩再征の不可を極論し大藩諸侯を京都に會し大に長藩處分及び外交の二問題を解決せんことを建築す越へて二十三日隆盛入京せるを以て共に吉井等と謀り各方面に盡力するところあり遂に隆盛は藩に歸り吉井は宇和島に赴き



勸説するに至る

九月二十七日福井に往き松平春嶽に謁して國是決定の意見を言上し翌月三日歸京す

十月一日朝廷阿部松前兩閣老の專斷を責め職を免し官位を褫奪す

十月三日將軍家茂上書して辭職を請ひ又開國の止むべからざるを奏す

十月五日兵庫開港に關する交渉は諸侯の京都に來會するを待ちて開始せられんことを近衛内大臣に建言す同日朝廷開港延期談判の爲め勅使を兵庫外艦に差遣せんとし利通に大原勅使の輔行を命せらる既にして朝議又一變し遂に條約を勅許せらる

十月會津藩公用人外島機兵衛共に公武斡旋のことを利通に交渉す利通之を拒絶す

慶應二年 丙寅

紀元二五二六年  
西曆一八六六年

三十七歲

一月十八日利通小松清廉、桂久武、西郷隆盛及び木戸孝允等と會見して國

事を議す(桂久武日記)

一月二十日小松、西郷、木戸及び坂本龍馬等會合して薩長聯合の盟約を協定す

一月二十一日京都を發して二月一日歸藩す

一月二十四日大坂に於て越藩の家老中根雪江に會見して國事を談す

一月二十六日幕府閣老小笠原長行を廣島に遣し長藩の罪を斷せしむ

二月二十一日鹿兒島を發し西郷と交替に入京す

三月薩藩第二回留學生五人(吉原重俊、湯地定基、仁禮景範、江夏蘇助、種子島敬輔)を米國に航せしむ

三月木戸孝允書を利通に寄せ薩長聯盟の爲め上京中の款待を謝す利通返書を贈り幕府の内情を報す

四月四日幕府の目付小林甚六郎太宰府に往き五卿を監送せんとす薩藩の警護指揮役

黒田清綱等之を拒む

四月十四日大坂城に於て閣老板倉勝靜に面會し長藩再征を理由なしとして出兵を拒絶す

四月二十六日新納刑部、五代友厚佛國巴里に於て「モンブラン」伯と薩藩、白耳義兩國商社



合辦事業の假契約を結ぶ

四月十九日再び板倉閣老に會見し幕府の朝命不遵奉六ヶ條を擧げて論難す

五月二十五日隆盛書を利通に贈り大に出兵拒絶の盡力を謝す

五月薩藩大に藩政を改革し新に陸海軍所を設けて英式を採用す

六月十六日英國公使及び同國艦隊司令長官等修交の爲め軍艦三艘を率ゐて鹿兒島に來る、忠義公父子親しく之を款待し滯留四日にして去る

七月二十日久光忠義兩公書を朝廷に上り内外切迫の狀を奏し征長の兵を解き政治を更新せられんことを建言す

七月二十日將軍家茂公大坂に於て薨す

八月一日徳川慶喜公宗家を相續す、同日長兵小倉城を陥る

八月二十日幕府將軍の喪を發し暫く征長の干戈を休めしむ

八月二十八日大原、中御門卿等二十三人參内朝政革新の要務を建議す、十月二十七日に至り皆朝議を蒙る

九月山階宮及び近衛内大臣に入説して諸侯の來會する迄は國事は大小

となく之を延期せらるへきを以てす

九月二十七日土藩武市半平太と相會す

九月二十七日近衛家に於て家臣と同しく自由に出入を許さる

十月二日勝安芳言幕府に用られず書を利通に贈り大坂より江戸へ還る

十月五日蟄居中の中御門經之卿に謁し時事を談す、卿より諸事腹臆なく

進言すへき懇命を受く

十月六日近衛内大臣に至り徳川慶喜公將軍就任を辭退せるを幸ひとし

諸侯の來會する迄は宣下せられざらんことを進言す

十月十四日小松、西郷二人久光公に代りて上京の途に上り二十六日入京す

十月十五日忠義公父子親書を長藩主父子に贈り幕兵との戦勝を祝す

十月二十四日黒田清綱等修交の爲め長藩に使す、尋て長藩の使者木戸孝允等鹿兒島に來り答禮す

十一月九日家老岩下方平等「モンブラン」と商社協約調印の使命及び巴里博覽會出品の用件を以て佛國に航す



十一月薩藩紡織器械を英國より購入し磯に紡織所を設く  
十二月五日徳川慶喜公將軍となる

十二月外艦攝海來航の説あるを以て視察の爲め下坂す

十二月二十五日孝明天皇崩御

是年藩費多端の際につき俸祿の中三十五石を返上せんことを請ふ  
是年春居を石薬師御門外に移し隣地に長藩士の爲めに一小宅を構へ廣  
澤兵助、品川彌二郎、福田俠平等交々密に入京滞宿す又是年より岩倉公と  
陰かに謀を通し王政復古のことを議す公は文久二年五月初て利通と會  
せしか翌三年八月朝譴を蒙り洛北岩倉村に蟄居畫策する所あり薩藩士  
藤井良節、井上石見兄弟共に利通との間に斡旋大に努む

慶應二年丁卯

紀元二五二七年  
西曆一八六七年

三十八歳

一月九日明治天皇踐祚

一月十五日利通書を岩倉公に贈り公奮起の時機未だ到らすとなし暫く  
自重隱忍を望む

一月利通小松西郷等と議し再び大藩諸侯を京都に會し開港及び長藩處  
分の二問題を解決せんことを畫策し、西郷は二十二日京都を發し二月一  
日歸藩して久光公の上京を促し、尋て高知及び宇和島に往き山内容堂、伊  
達宗城等に勸説す

三月五日將軍慶喜公兵庫開港の勅許を奏請す

三月二十五日久光公陸海軍兵七百餘人を率ゐて鹿兒島を發し上京す

四月二日久光公の着京を迎へんか爲め大坂に往く

四月十二日久光公小松西郷等を隨へて入京す

是月利通兵庫開港、防長并に將軍の處置につき意見書を久光公に呈す

五月六日久光公朝廷に人材登庸の急を建言す

五月二十三日久光公、松平慶永、山内容堂、伊達宗城諸公等と書を幕府に呈し防長處分、兵  
庫開港の寛急先後に就て建言す

五月二十五日利通京都藩邸に小松西郷等と相議し長藩と共に倒幕決舉  
のことを内決す(新納日記)



是日小松と共に土佐藩邸に於て容堂春嶽兩公に謁す

六月十六日久光公長藩士山縣有朋品川彌二郎を引見し王政復古斷行の意を告げ歸藩して其主敬親父子に報せしむ

六月二十二日利通小松西郷及び土藩の後藤象次郎等と會見して王政復古決舉の盟約を協定す

七月十八日四男達熊生る、後利夫と稱す

八月十四日藝藩の家老辻將曹等を説き王政復古の舉に加盟せしむ

九月八日久光公疾を以て歸國を請ひ二男珍彦をして代らしめ十五日大坂を發し歸藩す

九月十七日大山綱良と共に山口に往き長藩主父子に謁し且つ木戸廣澤等と會見して王政復古の決行を議し、舉兵に關する盟約書を提出す

十月六日京都岩倉村に於て品川彌二郎と共に岩倉中御門二卿と密會し王政復古のことを議す、岩倉公大號令の詔勅職制案を示し且錦旗調製のことを託せらる、利通は品川と謀り密かに之を製し伏見鳥羽の開戦まで

一半は山口に一半は京都相國寺薩邸に匿藏せり

十月八日利通、小松、西郷と連署して討幕宣旨の降下を請ふ

同日薩長藝三藩の重臣密に京都中立賣薩藩控邸に會合して利通起草の三藩盟約の要目を決議す

十月十三日中山、正親町三條、中御門の三卿密旨を岩倉公に傳へ、利通及び廣澤を召し毛利公父子の官位を復し入朝を許す

同日慶喜公諸大藩の重臣を二條城に召し大政奉還の議を諮詢す、小松帶刀後藤象次郎等大に之を贊す

十月十四日討幕の密勅を薩長二藩に賜ふ薩藩への勅書は十三日附是に於て利通執筆して廣澤、品川、福田、小松、西郷等と連署の奉命書を上る

同日將軍徳川慶喜公大政奉還を請ふ朝議之を聽許す

十月十七日利通、小松、西郷長の廣澤、福田等と共に京都を發し二十二日三田尻に寄港し尋て、二十六日歸藩して久光、忠義兩公に謁し密勅降下のこ



とを告げ王政復古翼賛の策を建議す

十月二十九日忠義公大舉東上の藩論決す

十一月一日忠義公一藩を舉げて王政復古のことに盡すへき旨を重臣に親諭す

十一月十日鹿兒島を發し十二日高知に抵り山内容堂の上京を促し十五

日入京す

十一月十五日坂本龍馬、中間愼太郎京都の寓舎に刺殺せらる

十一月十三日忠義公大兵を率ゐて鹿兒島を發し上京の途に就き三田尻に寄港し長藩

世子と會見したる後二十三日入京す

十一月二十八日中山卿に謁し王政復古の決行につき言上し翌日又正親

町三條卿に謁して英斷を促す

十一月二十九日西郷、伊地知正治等と相會し王政復古決舉の期日を議す

十一月三十日長藩兵西ノ宮に着す

十二月一日又中山卿に謁して更に前日の決策斷行を説く、是日西郷、岩下

吉井、長の品川、山田等と王政復古決舉の期日を八日に協定す

十二月二日西郷と共に後藤象次郎を訪ひ、王政復古大號令煥發のことを

告く

十二月四日後藤等異論あり利通岩倉、中山、中御門三卿に謁し大號令煥發の期日につき建言す

十二月五日後藤決舉期日の延期を十日に変更の旨通す、利通、西郷と謀り之を拒絶す

十二月六日石薬師利通宅に於て岩倉公、岩下、吉井、伊地知等と議し止むを得ざるを以て決舉の期日を九日に協定す

十二月八日自から岩下、西郷等と連署の書を執筆し、岩倉公に提出し徳川氏大政奉還の上は諸侯に列し官位一等を降し領地を返上せしめらるべきを論す

同日朝廷防長事件其他につき大評議あり徹夜に及ぶ

同日三條以下五卿の官位を復す

十二月九日王政復古の大號令を煥發せらる



同夜小御所會議あり利通、岩倉公と徳川慶喜公の辭官納地を主張す

十二月十二日利通、西郷、岩下と共に參與を命せらる

同日徳川慶喜公會桑兵鎮撫と稱し二條城を發し大坂城に入る

十二月十三日岩倉公より二策を諮問せらる、利通、西郷等と議し之に奉答す

十二月十七日朝廷速に王政復古を外國に宣言すへきを主張し其布告の草案を提出す

十二月二十四日西郷、岩下と議し徳川氏辭官納地に關する朝命の案文を岩倉公に提出す

十二月二十五日幕府庄内外數藩に命して江戸三田薩邸を襲撃せしむ

十二月二十七日三條公等五卿歸洛す

十二月二十七日主上建春門前に出御薩、長、土、藝四藩兵の操練を觀覽あらせらる、薩兵千五百人士氣大に振ふ

## 大久保利通年譜(下)

明治元年 戊辰

紀元二五二八年  
西曆一八六八年

三十九歳

一月一日江戸三田薩邸襲撃燒失の變報京都に達す、利通、西郷と會し對策を謀議す

二月二日岩倉公王政復古につき外國通告のことを諮問せらる、依りて利通は西郷等と議し文案を草して公に提出し、尋て九條邸に於ける朝議に列す

同日徳川慶喜公大坂城に於て討薩の表を上るに決し會桑の兵大舉京都に向ふ

同日利通書を西郷に贈り斷然戰を決し機先を制すへき旨を告ぐ

一月三日岩倉公に謁し朝廷の三大失計を數へ速に戰に決すへきを論しその決斷を促す



同日會桑の兵京都に迫る、薩長二藩の兵鳥羽伏見の二道を警衛す、強ひて進入せんとす  
るを以て薩兵先づ鳥羽に開戦す、翌日幕軍遂に敗退す

同日緊急時局の對策を三條岩倉兩公に建言す

一月四日仁和寺宮嘉彰親王を征討大將軍と爲し錦旗節刀を賜ふ

一月六日征討大將軍仁和寺宮の御前に於て參謀を命せらる

一月七日徳川慶喜公關老以下を隨へ大坂より海路東走す

是日將軍宮に隨從し各地戰場を巡見す

一月八日岩倉公の懇諭に感激し遂に參謀を辭す

一月十日朝廷徳川慶喜公及び松平容保同定敬の官位を褫奪す

一月十一日攝州西の宮に於て岡山藩家老日置帶刀の從兵英人を殺す

一月十二日忠義公參内御劍を賜ひ且つ戦死者を厚葬する爲め朝廷より金員を賜はる

一月十三日九條邸を以て太政官代と爲す

同日忠義公手つから太刀一振を利通に賜ふ

一月十五日政體變更を各國公使に通告す

一月十七日總裁有栖川宮熾仁親王に謁して諮問に奉答し、浪華行幸、朝廷

改革、外交及び軍備等につき意見を言上す

同日朝廷職制を定め七科を置く

同日内國事務掛及び徴士を命せらる

一月十八日浪華遷都のことを岩倉公及廣澤眞臣に開陳す

一月十九日浪華遷都のことを有栖川總裁宮、及び三條公に建言す

一月二十二日遷都の議を後藤象次郎に謀る

一月二十三日浪華遷都斷行の議を言上し建白書を朝廷に提出す

一月二十五日木戸孝允慶應二年以後初めて入京し、參與及び總裁局顧問と爲る

一月二十七日總裁局顧問に任せらる、尋て之を辭す

一月二十七日久光公より利通及び西郷、岩下へ親書を以て王政復古の盡

力に對し褒詞を賜ふ

二月一日關東追討策に關する岩倉公の諮問に答申す

二月三日聖上太政官に臨幸あり、親征の詔を發せらる

二月三日太政官、三職、七科を改め總裁局、神祇、内國、外國、軍防、會計、刑法制度の七局を置く



同日利通内國事務局判事を兼任す

二月七日忠義公を初め五藩主より各国外交慣例に基き外國公使を參朝せしめられんことを建言す

二月九日總裁有栖川宮を東征大總督と爲し十五日進發せらる、西郷隆盛參謀として前日先發す

是日大坂行幸の議を決す

二月十一日忠義公封土の内十萬石を朝廷に返上し、政務の用途に充てんことを請ふ

二月十七日泉州堺に於ける佛國人殺害事件に關し大坂に赴く

二月十七日外國公使を宮中に於て召見すへき旨を布告す

二月十九日德川慶喜公東叡山に屏居謹慎し東征の師を止められんことを歎願す

二月二十日歸京し三條岩倉兩公に佛國人殺害事件を復命し、之れか處置に付き言上す

二月二十四日大坂行幸の期日決定し利通木戸廣澤と共に御用掛を命せらる

二月二十六日木戸と共に三條岩倉兩公に謁す

二月廿九日佛蘭兩國公使參内す、聖上初めて拜謁を賜ふ、英國公使は參内の途暴徒に觸はれ翌月三日改めて參内す

三月八日有栖川總督宮三道の先鋒總督をして十五日を期し江戸に進撃せしめらる

三月九日聖上太政官代に親臨蝦夷開拓のことを議せしめらる

是日駿府に於て西郷、山岡鐵太郎に會見す

三月十四日五ヶ條の誓文を發布せらる

三月十三日十四日西郷、勝安芳と江戸薩邸に會見して德川氏謝罪の要目を議す、西郷令して江戸進撃を止めしむ

三月十九日德川氏の處分に關する意見書を岩倉公に提出す

三月二十日西郷江戸より着京し德川氏恭順の狀を奏す、朝議慶喜公の死一等を減するに決し德川氏處分の項目を定む尋て廿二日京都を發し東歸す

三月二十一日車駕京都を發し翌日大坂御着、西本願寺を行在所とす

是日利通君德涵養宮中改革等に關する意見書を三條岩倉兩公に提出す

三月二十六日大坂天保山に於て海軍を觀覽あらせらる



三月二十九日近狀に鑑み總裁局顧問木戸孝允を重用せられんことを岩倉公に進言す

四月二日再び總裁局顧問に任せらる

四月六日大坂に赴き九日行在所に於て初て拜謁を賜ひ京都及關東の狀況を奏聞す、藩士にして拜謁を賜はりしは利通を以て嚆矢と爲す

四月十一日橋本東海道先鋒總督海江田參謀等江戸城を收受す

四月二十四日徳川家の相續者并に封土に關する諮問に答申す

閏四月五日西郷江戸より海路上京す

閏四月七日徳川氏移封に關する布告案を岩倉公に提出す

閏四月八日車駕京都に還幸

閏四月十日徳川氏の處分につき副總裁中の一人東下せられんことを建言す、是日三條公東下に決す

閏四月十一日三條輔相大監察と爲りて江戸に向ふ、西郷參謀隨從す

閏四月十三日議定參與の人選につき岩倉公の諮問に答ふ

閏四月二十一日太政官々制を改革せられ利通は更に參與に任し從四位に叙せらる、尋て位階を固辭す

是日三條公議定兼輔相に任す

閏四月二十九日田安龜之助に宗家徳川氏を嗣かしめ翌月二十四日駿府に封し遠江陸奥併せて七十萬石を賜ふ

五月一日岩倉公利通に廣澤眞臣、由利公正と共に専ら財政整理の任に當らんことを求む

五月七日征討に關する岩倉公の諮問に答申し、八日又關東平定策及び東下の人選につき意見書を出す

五月十五日官軍上野屯集の彰義隊を攻撃す

五月十九日官軍長岡城を抜く

五月二十日忠義公關東出征の朝命を拜せらる

五月二十二日長男利和鹿兒島より上京し廿五日初めて忠義公に謁す

五月二十三日江戸在勤を命せらる



六月五日忠義公參内御劔、錦旗及金三萬兩を賜ふ、利通又參内し晒布一匹、  
鏡一掛を賜ひ且つ江戸に於て大總督官并に三條輔相を輔翼すへきの御  
沙汰を拜受す

従前勉勵之處御一新ノ秋ニ當リ殊ニ盡力 朝廷ヲシテ今日ノ隆運ニ  
至ラシムルハ舊主ノ忠誠ニ原クハ勿論ニ候得共亦汝等ノ力ニ頼ルナ  
リ然ルニ今般當官ヲ以テ東下被仰付候御趣意最重任ノ儀ニ候得去一  
層奮發關八州及奥羽殘賊ニ至ル迄速ニ可奏鎮定ニ功様大總督宮三條  
等輔翼可有之旨御沙汰候事

同日西郷江戸より着京、東北の戦況切迫するを以て朝議變して忠義公の東征を止め増  
兵の爲め歸藩するに決す

六月六日利通大坂に下り十八日海路江戸に向ふ

六月十一日西郷忠義公に隨從して大坂を發し歸藩、又利和を同船歸國せ  
しむ

六月二十一日江戸に着し有栖川大總督宮及び三條大監察に謁す  
六月二十七日木戸、大木、大村等と共に御東幸の件を三條公に言上し決定  
す

六月二十八日鎮將府の政務改革に付き建言す

七月十六日東北鎮定及び關東の政務につき更に岩倉公に意見を上申す  
七月十七日江戸を改めて東京と稱し鎮將府を置き東國の政務を總轄す  
是日利通鎮將府參與に任せらる

八月六日西郷兵を率ゐて鹿兒島を出帆し海路十日越後に着す

八月廿三日官軍會津城を包圍す

八月二十七日天皇即位式を行はせらる

九月八日勅して明治と改元し一世一元の制を定めらる

九月九日東京を發して海路より十三日上京車駕の東幸を奏請す

九月十四日聖上より直垂を賜ふ

九月十八日木戸孝允と會見して版籍奉還のことを議す



九月二十日車駕京都を發す、利通大坂より海路二十七日東京に着す

九月二十二日會津城落城し尋て庄内降り奥羽悉く平定に歸す

九月廿九日西郷庄内より東京に着す

九月鎮將府の改革及び機務につき岩倉公の諮問に答申す

十月十三日東京御着輦、利通車駕を品川に奉迎す

十月十五日拜謁を賜ひ關東鎮撫の功を賞し天盃并に羽二重二匹を賜ふ

十月十九日鎮將府を廢せられ利通本官を以て東京在勤を命せらる

十月二十三日西郷京都を發し歸藩す

十月二十七日聖上武藏大宮氷川神社に行幸利通供奉す

十月二十八日諸藩をして藩治職制を定めしむ

十一月十二日慶喜公の謹慎を解き賊艦を處分せしめられん事を提議す

十一月二十八日聖上東京灣海上實彈演習を觀覽あらせらる

十一月二十九日書を岩倉公に呈し還幸の際は英斷を以て新例を開き聖

上海路軍艦に御搭乘あらんことを請ふ

十二月一日奥羽東北諸藩處分の議を決定す

十二月八日東京御發輦、二十二日京都還幸、利通鳳輦に供奉す  
十二月二十五日君德涵養并少壯公卿を海外に留學せしめられんことを  
岩倉公に進言す

是日京都を發し翌二十六日大坂に到る

十二月二十七日大坂に於て小松、吉井、伊地知等と會し版籍奉還及藩政改  
革のことに關し凝議す

明治二年己巳

紀元二五二九年  
西曆一八六九年

四十歳

一月一日藩政改革に關する草案成りたるを以て三日小松邸に於て再び  
會議を開き決定す

一月四日大坂より歸京す

一月五日參與横井時存小補暗殺せらる

一月七日岩倉公に謁し再び政府の基礎確立海外留學生、侍讀撰任等の議  
を建言す



一月十五日京都石薬師より八條殿町尾崎某邸へ轉居す  
一月十七日藩政改革につき藩地より利通の歸國を促し來る、依りて是日  
賜暇を請ふ

同日岩倉公の輔相を罷め議定を以て政務を統督せしめらる

一月二十日下坂し二十二日歸京す

一月二十三日薩長、土肥四藩主連署して版籍奉還を請ふ

一月二十五日岩倉公權大納言に任す

一月二十七日浪士の横行を嚴重に取締るべきことを建言す

一月二十八日論功行賞に關する意見を岩倉公に進言し先づ軍功の恩賞  
を施行せられんことを請ふ

一月二十九日勅使柳原前光を薩藩に萬里小路博房を長藩に遣はし島津  
久光、毛利敬親兩公を召す、三十日利通、木戸と共に勅使の隨行を命せらる

二月二日柳原勅使と共に參内す、三條輔相より勅旨を傳達せらる

二月六日京都を發し十一日勅使に隨ひ大坂を出帆、十三日鹿兒島に着す

二月十五日柳原勅使久光公に優詔を傳ふ

二月十六日川村純義等と會見し藩政改革につき大に人材登庸を論す

二月二十日薩藩藩政を改革し新に知政所を置く

二月二十二日勅使鹿兒島を發し東歸せらる、利通藩政の爲め滞留す

二月二十五日西郷隆盛參政と爲る

二月二十六日久光公疾を力めて東上の途に就く

是日長藩の使者杉孫四郎鹿兒島に來る

是月前年亡母遺言の趣旨により妹三人に添狀を附して各金百兩を贈る  
又大中神社(島津家中興の英主貴久公を祀る)に大願成就御禮の爲め石燈  
籠一對を奉獻す

三月三日久光公毛利敬親公と共に參内御禮を言上し天盃を賜ふ

三月七日車駕東幸發榮、是日初めて公議所を開く

三月十日藩政改革盡力に對し忠義公より左安吉の短刀と三所物を賜ふ

三月十一日鹿兒島を發し東上、十五日入京す

三月十六日岩倉公に謁し復命す、是日京都を發し翌朝大坂に着す



三月二十九日書を岩倉公に贈り近時紙幣暴落に關し意見を陳ふ  
四月一日多年の宿願に依り伊勢大廟に參詣し六日歸京す  
四月十八日下坂して海路より二十四日東京に着す  
四月二十六日時局匡済に關する意見書を提出す  
四月書を政府に提出し政府體用顛倒の弊を論し政務刷新の急を具陳す  
四月藩地惡幣禁止のことを忠義公に建言す  
五月五日政府の基礎確立につき建言す  
五月十一日官吏公撰のことを建言す  
五月十二日當官を以て行政官機務取扱を命せらる  
五月十三日詔勅により要路任官を公撰せしめらる、利通最高點を以て參與に推薦せられ十五日改めて參與に任せらる  
五月二十二日從四位に叙せらる  
五月函館不定五稜廓の榎本武揚等官軍に降る

六月二日朝廷戊辰の軍功賞典を行ふ、西郷二千石を賜はる  
六月十一日三條公に謁し榎本武揚處置の件を談す

六月十七日各藩主の版籍奉還の議を容れ、諸侯を知藩事と爲す

六月廿三日薩長土三藩兵を召すの議を決す

六月二十八日聖上神祇官に臨御天神地祇及列祖の靈に告げ給ふ

六月版籍奉還の實施に關する諮問に答申す

七月十日書を岩倉公に呈し、政府要路の人撰及び官制改革につき英斷を促す

七月七日五男雄熊生る、後石原近昌の家を嗣く

七月八日官制改革あり利通木戸と共に待詔院學士(後出仕)を命せられ、御紋章入りの太刀一腰を賜ふ御沙汰書ニ曰ク

積年國事ニ執掌シ竟ニ復古ノ業ヲ輔ケ樞要ニ參シ鞠躬補理其勤勞不  
一方深ク 勲賞被爲在其功勞ヲ被慰度思召ヲ以テ今度劇職ヲ免シ散  
官ニ任ス即今大綱粗舉ルト雖前途ノ業最重シ尙大政御諮詢被遊候間



獻替措畫可竭力旨御沙汰候事

是日岩倉公大納言に任せらる

七月二十三日曩に利通木戸臺閣を去て閑職に就くや政府部内動搖甚しく遂に是日再び廣澤眞臣と共に參議に任せらる

七月二十八日英國王子「エヂンボロ」公來朝、是日參内あり

七月「定大目的」「政出一本」「機事要密」の三事を三條岩倉兩公に建言す

八月一日延遠館に英國王子を招待す

八月四日利通の提議に基づき政治大刷新の廟議決定す

八月五日嘉彰親王に隨ひ横濱英國公使館夜會に赴く

八月十日利通の議に基づき大臣納言參議連署施政方針四ヶ條の誓約を爲す

八月十一日三條公に上書し、魯國北地侵略問題につき自ら出張折衝の任に當らんことを請ふ、允されす

八月十二日民部大藏二省を合併す

八月十九日副島參議と共に三條公に謁し政府の目的につき建言す

八月二十四日東久世通禧を開拓長官に推薦す

八月二十八日英國王子接待の勞を慰せられ天盃及び小判五十兩、印籠一、羽二重一匹を賜ふ

八月制度規則取調の件其他時務十數ヶ條を三條公に建言す

九月四日兵部大輔大村益次郎京都に於て暗殺さる

九月十九日薩長兩老公を朝廷に召されんことを請ひ、且慶喜公以下宥免榎本等處分に關する意見を三條、岩倉兩公に具申す

九月七日彈正臺を設け彈例を規定す

九月十五日前原參議を訪ひ慶喜公以下處分の件を議す

九月二十六日復古功臣の賞典を發表せられ、利通は從三位に叙せられ祿千八百石を賜ふ御沙汰書に曰く

積年心ヲ王室ニ盡シ丁卯冬大政復古ノ基業ヲ策シ夙夜精勵獻替規畫



以テ今日ノ丕績ヲ賛成候段 叙感不斜仍賞其勳勞位階ヲ進メ祿千八百石下賜候事

九月二十七日集議院に行幸陸海軍の議事を聞召さる

九月二十八日徳川慶喜公以下の謹慎を解き寛典に處す

十月二日位階秩祿の返上を請ふ允されず、再ひ請ふ所あり、依りて特に祿半高の返納を許さる

十月五日忠義公東京に抵る十六日公に隨從上京せし川村純義、村田新八等の諸士を招き更に進んで朝廷に出仕國務に盡力せんことを勸説す

十月二十八日政府財政上の非政を論し當局の反省を求む

十一月二日三條公の勸告により待詔院轉勤の意を翻す

十一月二十二日齊彬公に従一位を追贈せらる

十一月二十八日岩倉公來訪、兵部省の事を談議す

十二月二日參議前原一誠、兵部大輔と爲る

十二月五日久光公及西郷を朝廷に召し大政を輔翼せしめられんことを

建議するところありしか、是日利通朝意を奉し歸藩を命せらる、木戸亦歸藩の命あり

十二月十三日木戸と共に拜謁を賜ひ、火鉢一個、絹一匹に添て優詔を賜ふ

十二月十八日東京を發するに臨み時事に關する意見書を同友に頒つ題して妄議と云ふ

十二月十八日木戸と共に横濱を解纜し二十一日神戸に着す

十二月二十四日京都に赴き、彈正臺事件の善後措置に盡力す

明治二年 庚午

紀元二五三〇年  
西曆一八七〇年

四十一歳

一月十日兵庫出帆、山口に抵り、十五日毛利敬親公に謁し物を賜はる

一月十九日鹿兒島に着し、久光公に謁して朝旨を傳へ奮起を請ふ、公疾の爲め上京の猶豫を請ふ、西郷亦事情出京を許さす

二月廿六日忠義公に謁し藩政につき建議す

是月山口藩諸隊兵制改革を喜はすして暴發す



- 二月二十五日黒田清隆等と共に鹿兒島を發し、長崎を経て東上す  
三月十二日歸京し十七日參朝復命す  
三月十八日三條公邸に會し君德涵養其の他施政につきて建議す  
三月三十日政府の基礎確立につきて岩倉公の諮問に答ふ  
四月一日紫組掛緒を賜はる  
四月二日はより先位階賞典返上を請ふこと兩回に及ひしか是日亦位階  
賞典祿の返上を請ふ、四日に至り遂に殘半高の返上を許さる  
四月十七日聖上駒場野に兵を閱せらる、利通隨從す  
五月八日三條公より百官協力其職務を遂行すへき旨を諭さる  
五月二十八日集議院の開院式を行ふ  
六月十日木戸孝允參議と爲る  
六月十三日六男駿熊生る  
六月二十九日閣議に於て民部大藏兩省の分離を切論す  
七月三日西郷隆盛鹿兒島藩大參事と爲る

七月十日民部、大藏の兩省を置き利通、廣澤と共に民部省御用掛を命せらる

七月十六日大隈の進退につきて三條、岩倉兩公に建言す

七月二十七日薩藩士横山正太郎時事を慨し集議院の門前に於て自刃す

七月二十九日三條公太政大臣に任ぜらる

九月二日大藏大輔大隈重信參議と爲る

九月三日廢藩置縣の準備として朝權確立政府大改革の爲め薩藩を擧げて朝廷に盡さんことを岩倉公に内談す

九月七日越中島に於て觀兵式舉行につきて一新例を開き軍隊に勅語を賜ふへきことを岩倉公に進言す

九月八日聖上越中島に行幸觀兵式を行はる、天候險惡の爲め遽に還幸あらせらる

九月十日藩制を頒布せらる

十月五日政府改革斷行につきて木戸と會見す

十月九日政府大改革の意見書を三條、岩倉兩公に提出す



十月十四日政府改革の議を木戸に謀り同意を得尋て大隈重信、齋藤利行、佐々木高行の諸參議皆同意す

十月十五日岩倉公の書に答へ帝國海軍振興の爲め勝安芳を兵部省に登用せられんことを請ふ

閏十月四日宮内省其他の時事政務につき意見を奏すへきの勅諭を岩倉公より傳へらる

十一月十日横須賀製鐵所、神子元島燈臺、劔ヶ崎燈臺等を視察し十四日歸京す

十一月二十三日島津久光、毛利敬親兩公に大政輔翼の御沙汰を傳達せんか爲めに岩倉公を勅使とし利通、木戸と共に隨行を命ぜらる

十一月二十九日木戸と共に横濱を出帆し翌月三日京都に着す

十一月官祿其他の事務につき意見を三條公に具陳す

十二月十五日岩倉勅使に隨行、大坂を出帆し十八日鹿兒島に着す

十二月二十日新律綱領を頒布せらる

十二月二十四日勅使、優詔を久光公に傳ふ。公來春出京の旨を奉答し、西郷亦進んで上京に決す

二十八日勅使鹿兒島を發し山口に向ふ

十二月九日西郷に會見す

明治四年 辛未

紀元二五三一年  
西曆一八七一年

四十二歳

一月二日別格官幣社照國神社に參詣し、尋て、久光、忠義兩公に謁して國事を言上す

一月三日利和、伸顯の二子を伴ひ、鹿兒島を出帆し四日日向細島に於て勅使に追及す

一月七日山口に着し、九日勅使は優詔を毛利敬親公に傳達す、公疾を以て上京を辭す

同日西郷、木戸と共に高知藩に赴くことに決す

一月九日參議廣澤眞臣暗殺せらる





一月十日西郷と共に敬親公父子に謁し薩長二藩の更に提携大に國事に勤むべきを説く

一月十四日勅使山口を發し東歸の途に就く

一月十六日西郷、木戸と共に三田尻を出帆し十七日高知に抵る

一月十九日政府大改革の旨趣を板垣退助、福岡孝弟等に説き同意を得たるを以て薩長土三藩の提携再ひ成る

一月二十一日高知を發し二月二日三藩の重臣同船相携へて東京に着す

二月十三日薩長土三藩の兵を徴して御親兵と爲す、よりて西郷、木戸は準備の爲め各歸藩す

二月西郷、板垣等參議に登庸の件及び藩知事待遇の事等につき岩倉公に建言す

三月十四日公卿愛宕通旭等不軌を謀るを以て緝捕す

三月十八日三條公に謁し、官一等を降り以て職務に盡さんことを請ふ允されす

三月二十八日毛利敬親公薨す

四月二十一日忠義公及び西郷藩兵四大隊を率ゐて着京す

四月二十三日初めて鎮臺を置く

四月二十七日大藏卿伊達宗城を全權大臣とし清國に遣し條約を締結せしむ

四月二十八日、日田縣事件の爲め山口に出張の命を受く

五月三日西郷従道と共に東京を發し山口に至る

五月十四日毛利元徳公に謁し尋て敬親公の墓に詣つ

五月十七日木戸と相携へて歸途に就き、二十七日着京す

六月一日西郷と議し、政令を一途に出てしめんか爲め木戸一人を參議に

推さんとす

六月七日黒田開拓次官米國より歸朝す

六月十一日政府大改革斷行のことにつき岩倉公に意見を具申す

六月二十五日悉く參議を罷め、更めて西郷及び木戸二人を參議と爲す

六月二十七日大藏卿に任せらる



六月二十九日兵部、民部兩省の人撰につき岩倉公の諮問に答ふ  
同日三條公特に利通を訪ひ、政府の職制大改革につき終始格段斡旋の功  
を賞せらる

七月一日制度取調掛を命せらる

七月三日七男七熊生る

七月九日西郷、木戸、山縣等と相會して廢藩置縣のことを議す

七月十四日廢藩置縣の大詔を發せられ王政維新の業こゝに成る

七月十四日岩倉公外務卿に板垣、大隈等參議に任せらる

七月十五日宮内省に入り専ら君側に力を盡さんことを請ふ納れられす

七月二十七日民部省を廢し、大藏省に合併す

七月二十八日大藏省高官要職の任命を行ふ

是日大木喬任文部卿に任せらる

七月二十九日太政官の官制を改め、新に正院及び左右兩院を置く

八月三日大藏省を神田橋内元山口藩邸に移轉す

八月九日令して官吏及華士族の散髮脫刀を許す

八月十日官制を改定し太政官を本官とし諸省を分官とす

八月關稅改正に關する意見書を正院に提出す

九月十日久光公に對し積年の勳功を思召され別に島津家を立てしめ賞典祿十萬石の  
内五萬石を分賜せらる

九月十五日聖上破格の例を以て大藏省に臨御、利通御下問に奉答す

九月十七日書を岩倉公に呈し遣外使節に關する廟議を速に決定せられ  
んこと請ふ

九月二十日後藤象次郎を左院議長に、伊藤博文を工部大輔となす

九月廿一日京濱の鐵道川崎迄開通し利通横濱よりの歸途初て氣車に試  
乗す

九月吉井友實を宮内大丞に、元田永孚を侍讀に推薦す

十月八日岩倉外務卿を右大臣兼特命全權大使に利通及木戸孝允、伊藤博  
文、山口尙芳の四人を副使と爲し、歐米各國に差遣を命せらる

十月十六日井上大藏大輔時事に鑑み職を辭せんとす、利通説得して決意



を翻さしめ、西郷大藏省事務監督と爲る

十一月四日遣外使節を御前に召され親しく勅語を賜ふ

今般汝等ヲ使トシテ海外各國ニ赴カシム 朕素ヨリ汝等ノ能ク其職

ヲ盡シ使命ニ堪フヘキヲ知ル仍テ今國書ヲ付ス其能 朕カ意ヲ體シ

努力セヨ 朕今ヨリシテ汝等ノ無恙歸朝ノ日ヲ祝センコトヲ待ツ遠

洋渡航千萬自重セヨ

十一月七日岩倉大使一行出發につき不在中は大臣、參議、長官、内外照應、一  
致勉勵且重要政務は大使の歸朝を待つて處理するの誓約を爲す

十一月十二日使節一行横濱を解纜す利通二子利和、伸顯を留學の爲め同  
伴す

十二月六日桑港に着し、二十日華盛頓に向ふ

明治五年壬申

紀元二五三二年  
西曆一八七二年

四十三歳

一月二十一日華盛頓に着す

一月二十五日大使以下衣冠帶劍にて大統領「グラント」氏に謁す

一月二十七日大使一行國會議事堂を訪問、兩院議長歡迎の演説を爲し、大  
使之に答ふ

二月三日大使等と共に國務卿に會見し條約改正のことを商議す

二月十二日條約改正着手の議起り、委任狀要求の爲め伊藤副使と共に歸  
朝の途に就く

二月二十八日兵部省を廢し陸海軍二省を置く

三月九日御親兵を廢し近衛兵を置く

三月二十四日歸朝

四月十七日伊藤と連署して條約改正の議につき指令を請ふ

五月十七日横濱を出帆し伊藤と共に再び米國に向ふ

五月二十二日聖上御發轅西國御巡幸の途に就かせらる

六月二日桑港に着し十七日華盛頓に入る、然も條約改正着手のことは事  
情ありて遂に中止す



六月二十二日華盛頓より紐育に抵る

六月二十八日「ボストン」に抵る

六月聖上鹿兒島に行幸久光公時務十四ヶ條を建言す

七月三日「ボストン」を出帆し英國に向ふ十五日倫敦へ着せしか會々暑中に會せしを以て國內各地を巡回す

七月十六日參議西郷隆盛陸軍元帥兼近衛都督と爲る

七月二十八日臺灣生蕃我が琉球人の漂著せるを虐殺す

九月十日大使一行蘇格蘭の「エヂンバラ」に抵る、十九日倫敦へ還る

十一月五日大使以下新に制定したる大禮服を着用し「グイクトリヤ」女皇に拜謁す

十一月十六日佛國巴里に着す

十一月二十六日大統領「チエール」氏に謁見す

十二月一日詔して全國徵兵の制を行ふ

明治六年癸酉

紀元二五三三年  
西曆一八七三年

四十四歳

二月十七日巴里を發し白耳義に入り「武律悉」に着す

二月十八日國王「レオポルド」二世に拜謁す

二月二十三日木戸と共に「ウオターロウ」の古戰場を弔ふ

二月二十四日和蘭海牙に抵り翌日國王「ウイールヘルム」三世に拜謁す

二月二十七日外務卿副島種臣を特命全權大使と爲し清國に遣す

三月七日海牙を發し九日獨逸伯林に着す

三月十一日皇帝「ウイールヘルム」一世に拜謁國書を奉呈し又宰相「ビスマー

ク」に會見す

三月十五日宰相「ビスマー」大使一行を官邸に招待し晚餐を饗す

三月十九日利通木戸と共に本國政府より歸朝の命に接す

三月二十八日伯林を發し歸朝の途に就く木戸は行を別に露國に向ふ四月初旬「フランクフホート」及南部獨逸を経て巴里に着し、一日歐州在留の同縣人二十餘名と巴里郊外「サンゼルマン」に會合し、記念の寫眞を撮影し、



尋て里昂其他の工業地を巡視す

四月十三日佛國馬耳塞マルセイユを出帆す

四月十九日後藤象次郎、大木喬任、江藤新平等參議に任せらる

五月十日西郷隆盛陸軍大將兼參議に任せらる近衛都督故の如し

五月十四日大藏大輔井上馨を罷め、大隈參議大藏省事務總裁となる

五月二十六日歸朝す

七月二十三日木戸副使歸朝す

七月二十六日全權大使副島種臣、清國より歸朝使事を復命す

七月二十八日全國の地租を改正し、新に地券を設け、地價百分の三を租税となさしめらる

八月三日是より先征韓の議大に起る、參議西郷隆盛遣韓大使撰定を三條太政大臣に促

し自から之に當らんことを請ふ

八月七日木戸來訪し時事を談論す

八月十七日廟議西郷を以て遣韓大使たることに内定し三條公之を上奏し尙岩倉大使

の歸朝を待つて確定すへきを命せらる

八月十六日は年初て官吏に暑中休暇を賜ふ利通箱根に赴き、富士登山を

試み、尋て京坂近畿地方に遊ぶ

九月十三日岩倉大使歐洲より歸朝翌日使事を伏奏す、是に於て西郷速に遣韓問題を決

せられんことを迫る

九月二十一日利通關西旅行より歸京す

九月二十六日三條岩倉兩公より極力懇諭ありしも參議就任を辭退す

九月三十日書を岩倉公に呈し木戸の意見を根軸として時局を收拾する

の外なき旨を進言す

十月十日三條岩倉兩公より遣使延期の内議確定せるを報せらる

十月十二日三條岩倉兩公の痛切なる勸説辭し難く遂に決意して參議に

就任す、副島種臣亦參議に任す

十月十四日廟議に於て今日内外の狀勢征韓の時機にあらざるを論す、西

郷堅く前議を執て遣韓大使を即決せられんことを主張す

是際征韓問題の緩急順序につき意見書を岩倉公に提出し又征韓の可否



に關する意見書を三條岩倉兩公に提出す

十月十五日遣使延期の内議を確定せられしに係はらす廟議西郷に遣韓大使を命ずるに決す

十月十七日利通事志と違ふを以て辭表を三條太政大臣に提出す

十月十八日三條太政大臣俄に疾を發し、朝政を視ること能はず、よりて利通は岩倉公に奮起を促す

十月二十日岩倉右大臣に勅して太政大臣の代理を命ぜらる

同日後藤、板垣、副島、江藤の四參議岩倉公を訪ひ、速に廟議の決行を迫る公堅く持して動かす

十月二十三日岩倉右大臣參朝して征韓論に關する閣議の經過を陳奏し、之に對する意見書を上る翌日聖上宸裁して、右大臣の意見を嘉納あらせらる

同日西郷參議辭表を提出す、尋て副島、後藤、板垣、江藤等の參議みな職を辭す

十月二十五日新内閣成立し各參議各省の卿を兼ねるに至る、是日西郷の參議兼近衛都督を免せられ陸軍大將故の如し

同日利通の辭表却下せらる

同日施政の要目三ヶ條を提議す

十月二十八日近衛將校を宮中に召し勅諭を賜ふ

是月新に内務省創設の議を建言す

十一月十日新に内務省を置く

十一月二十五日三條岩倉兩公に大久保一翁を内務卿に推薦す

十一月二十九日内務卿を兼任す

この時立憲政體に關する意見書を起草して政體取調委員たる伊藤參議に示す

十二月十七日車駕横須賀に幸す

十二月二十五日久光公、内閣顧問に任ぜらる

十二月二十七日華士族に家祿税を賦課し翌日奏任以上に官祿税を課す

十二月二十八日朝廷より羽二重二匹玻璃盃一函を賜ふ

十二月三十日聖上特に利通を召し、優渥なる勅語と金七百兩を賜ふ

明治七年甲戌

紀元二五三四年  
西曆一八七四年

四十五歳



一月十日内務省の事務を開始す、勸業、警保、戸籍、驛遞、土木、地理の六寮及測量の一局を置く

一月二十五日榎本武揚を海軍中將に任し、露國公使を命し、樺太事件を談判せしむ

一月十四日高知縣士族武市熊吉等赤坂喰違に於て岩倉右大臣を要撃す

一月十五日警視廳を内務省に置き、川路利良を大警視と爲す

一月十七日板垣退助、後藤象次郎、江藤新平等民選議院設立の建白書を左院に提出す

一月二十五日木戸參議文部卿を兼任す

一月二十六日朝鮮問題及び臺灣蕃地問題調査委員を命せらる

一月大藏卿と連署し華士族授産に關することを地方官に令達す

二月一日江藤新平及び島義勇等佐賀に亂を起す

二月六日大隈と連署して臺灣蕃地處分要略及び朝鮮遣使に關する取調書を提出す

二月七日自ら佐賀に出張し擾亂鎮定の任に當らんことを請ふ

二月九日文武諸般の全權を帯ひて佐賀に出張の命を拜す

二月十日陸軍省に至り西郷從道、野津鎮雄等と佐賀鎮定のことを商議す

二月十三日參内優詔を賜ひ、翌日出發す。木戸參議内務卿を兼任す

同日久光公内旨を奉して鹿兒島に歸る

二月十六日大坂に抵り翌日野津、三浦少將等と會議し、大坂鎮臺を佐賀に出兵せしむ

二月十九日博多に到着して福岡に本營を置く

二月二十日官軍三道より賊を進撃す

二月二十三日東伏見宮嘉彰親王を征討總督に任し、山縣有朋、伊東祐磨を參軍と爲す、利通の兵事御委任を解かる

二月二十八日官軍佐賀城を復す

三月一日利通等佐賀城に入る、江藤等遁走す

同日高島侍従を佐賀に遣はし慰勞の御沙汰書及酒肴料金五十圓を賜ふ

三月十四日御委任權限に關し東伏見征討總督宮に上申す

四月二日江藤新平等を高知に捕縛す



四月四日臺灣征討の爲め西郷中將臺灣事務都督と爲り、大隈參議臺灣蕃地事務局長と爲る

四月十三日江藤、島等處刑せらる

四月十七日佐賀を發し、同月二十四日歸京す

四月二十五日總督宮と共に參内復命し優誼を賜はる

四月二十七日久光公左大臣に任せらる

同日是より先征臺に就き諸外國局外中立を通告せるを以て更に事件を處理せんか爲め自から長崎に出張せんことを請ふ

四月二十八日長崎出張を命せられ、翌日東京を發す

五月三日長崎に着し、翌日大隈、西郷等と議し臺灣出兵に關する内外要務を協定す

五月六日長崎を發し、十五日歸京し即日參朝復命す

五月十三日木戸參議征臺の擧を擯はず職を辭し、宮内省に出仕す、幾何もなく去て歸縣す

五月二十五日久光公の建白書に因り辭職を請ふ、允されす

六月二日我軍臺灣牡丹社の生蕃を討伐す、尋て蕃地平定す

六月二十二日地方官を召集す

七月三日蕃地處分に關する意見書を三條公に提出す

七月七日伊藤參議地方官會議々長と爲る、對清時局切迫に付き會議を開くに至らす

八月一日全權辦理大臣として清國差遣を命せらる

八月二日議長伊地知正治、陸軍卿山縣有朋、開拓長官黒田清隆等共に參議となる

八月五日聖上特に利通を召見して勅諭を賜ふ

八月六日文武諸隨員と共に東京を發す、伊藤參議内務卿を兼務す

八月六日文武諸隨員と共に東京を發す、伊藤參議内務卿を兼務す

八月十日長崎に著し高崎正風、小牧昌業の二人を北京に先行せしむ

八月十六日軍艦龍驤に搭乘長崎を發す十九日上海に着す

八月廿二日孟春艦に乘し上海を發す

九月十日北京に着す

九月十四日より清朝當路の大官恭親王以下と談判を開始す



十月五日清廷總理衙門諸大臣と折衝を重ねる所ありしか是日談判不調を以て断然歸國に及ふべき旨を通告す

十月廿九日英國公使「ウエード」氏の調停により清國政府遂に我要求に應じ償金を約し和議成立す

十一月一日北京を發し歸朝の途に就く、岩村高俊、小牧昌業を先發歸朝せしむ

十一月三日天津に抵り李鴻章と會見、和議の成立を喜び、日清親善を談す

十一月七日上海に抵り、十日償金の第一回分として十萬兩を受領す

十一月十一日神奈川丸に搭乘、上海を出帆、十三日厦門に着す

十一月十六日厦門より臺灣打狗に抵り、西郷總督と會して撤兵の協議を遂げ、戰趾を巡視し、十八日出帆し、廿二日長崎に着す

十一月二十六日横濱に着す、聖上坊城式部頭を勅使として慰問せしめらる

十一月二十七日上陸し、横濱市民の歡迎會に臨み、尋て歸京復命す、聖上破格の例を以て太政官に出御、優渥なる勅語を賜ふ

十一月二十八日皇后陛下に謁見し、令旨を賜はる

十一月二十九日横濱に英國公使を訪ひ北京に於ける「ウエード」氏の斡旋を謝す

十二月八日伊藤參議を訪ひ木戸を興起し入閣せしめんことを謀る

十二月九日再ひ拜謁を賜ひ、勅語及び錦三匹、紅白縮緬四匹を賜ふ

是より先利和、伸顯の二子米國より歸朝し、直ちに歸省せしか是日夫人満壽子諸弟等と共に鹿兒島より上京す

十二月十三日佐賀の役以來の勳勞を以て御手許金壹萬圓を下賜せらる、之を辭すること再三、遂に聽されず

十二月二十一日清國派遣隨員を延邊館に招待し、慰勞の宴を催す

十二月二十二日英國公使の招待により横濱に赴く



十二月二十四日伊藤參議の斡旋に依り木戸會見の爲の有馬湯治に名を託し東京を發し、二十六日大坂に抵る

十二月二十七日西郷都督臺灣より凱旋し、征臺の狀を奏す

是月岩倉右大臣利通の清國談判の勞を謝し、銀盃一對を贈る

明治八年乙亥

紀元二五三五年  
西曆一八七五年

四十六歲

一月四日神戸に往き、木戸の來着を迎へ、共に大坂に赴く

一月八日木戸と三橋樓に會し、意中を告げてその興起を求む

一月十四日五代友厚吉井友實を誘ひ有馬温泉に浴す

一月二十二日伊藤參議東京より下坂し木戸に勸説す

一月廿九日伊藤の旅館に於て木戸と會し兩者の意見一致を見る、竟に木戸出京の決心を告ぐ

二月五日少暇を得五代友厚、税所篤と共に大坂を發し金剛山に遊獵を試み千早城址より楠公誕生地、赤坂城址、四條畷等を経て八日歸坂す

二月九日木戸、伊藤の兩人と會し施政の綱領を議定す、所謂大坂會議なるもの是に於て成る

二月十一日大坂北濱花外樓に於て木戸及び板垣退助と會し意見を交換す

二月十六日神戸を出帆し十八日歸京す

二月十九日三條公に謁し大坂會議の經過を報告す

三月八日木戸參議と爲り、十二日板垣亦參議に就任す

三月十七日利通、木戸、板垣、伊藤と共に政體取調掛を命せられ、政體に関する建白書を提出す

四月十四日左右兩院を廢し、元老院、大審院を置き、地方官會議の制を設け、立法司法、行政の三權を鼎立し、尋いて立憲政體樹立の詔勅を發せらる

四月三十日地租改正事務局總裁と爲る、同日又米國大博覽會事務局總裁を命せらる

五月七日露國との千島樺太交換條約成る、十一月十日之を公布す



五月十七日岩倉公より支那談判の慰勞として銀杯及び酒肴を贈らる  
五月二十四日内務省施政の目的を定むべきの議を建白す

六月二日木戸參議地方官會議々長を兼任す

六月三日琉球處分の爲め内務大丞松田道之、出仕伊地知貞馨を琉球に派遣す

六月十三日新宿勸業寮出張所に赴き養蠶の改良實驗を観る

六月二十日初めて地方官會議を開く、聖上親臨勅語を賜ふ

七月五日元老院開院式を行ひ、聖上臨御あらせらる

同日北海道御巡幸のことを奏請す

七月二十九日海運業獎勵の方策に就て建議書を三條公に提出す、廟議之  
を容れ帝國の海運政策初めて定まる

八月十四日上野に博物館を設置せんことを建議す、十一月に至り圖書館  
(淺草文庫)と共に開館す

九月七日華士族の米給を金祿に改正す

九月二十五日下總に出張し矢作、取香、高野等の各地を視察し國立牧場を

選定す廿八日歸京す

九月利通國產獎勵の爲め諸官衙の需要品は内地品を使用すへき旨を地  
方官に訓令す

十月八日王子製紙工場を視察す

十月十日我國輸出品を以て外債償却の議を上申す

是月海外貿易直輸出の基業を開くの議を建言す

勸業寮に勸業基金の制を設け農工商實業の獎勵保護に充つ

十月二十七日是より先久光公三條太政大臣を彈劾す、言納れられず是日官を辭す參議

板垣退助亦辭す

十月三十日清國との媾和調印一週年に相當するを以て、特に勅使を遣は  
され、利通に銀盃一組及び酒肴を賜ふ

十一月六日利通の勸めに従ひ兩石原家へ嫁したる二妹きち子みね子の

二妹鹿兒島より出京す



十一月十八日有栖川宮に隨行習志野に出張し廿日歸京す

十一月二十八日霞ヶ關自邸改築につき永田町宮内省附屬邸を拜借移轉す

十二月二日内田政風、海江田信義來訪、久光公建白採用のことを論ず

十二月九日江華島雲揚艦砲擊事件を以て參議黒田清隆を特命辨理大臣と爲し、議官井上馨を副大臣と爲し、朝鮮へ差遣せらる(翌月六日出發)

十二月賞典祿を返獻して、殖産興業の資とせんことを請ふ

明治九年丙子

紀元二五三六年  
西曆一八七六年

四十七歳

一月十四日兩陛下延邊館へ行幸米國大博覽會出品物を天覽あらせらる

一月十五日霞ヶ關新邸落成し、是日移轉す

二月十一日黒田辨理大臣等朝鮮當局者と談判し廿七日修交條約を交換す

二月十二日長女芳子生る、後男爵伊集院彦吉に嫁す

二月二十八日警視廳に至り親しく事務警官訓練監獄等を視る

是月内國勸業博覽會を上野に開設するの議を建議す

是月廟議利通の議に因り上州新町屑糸紡績所を設置するに決す

三月四日黒田辨理大臣等朝鮮より歸朝翌日復命す

三月十三日新設の上野公園地を檢分す

三月二十八日木戸孝九參議を罷め、内閣顧問に任せらる

四月十八日大に府縣の廢合を行ふ

四月十九日聖上利通の霞ヶ關新邸に臨幸あり、家族一同に親しく拜謁を賜ひ、且つ左の優渥なる勅語を賜ふ

汝利通維新ノ始ヨリ國事ニ鞅掌シ今ヤ幸ニ平安ニ屬ス之汝等輔翼ノ

功ニ因ル所ナリ 朕茲ニ親臨シ借ニ歡ヲ盡スヲ欣フ

四月車駕東北巡幸の旨を布告せしめらる

五月九日兩陛下新設の上野公園に行幸あり、利通外國使臣等を公園に招待す

五月十六日内務省に勸商局を置く

五月二十日政府利通の議を容れ特別を以て内務省の豫算定額を増加す



五月廿二日内務省五等官以上を自邸に招待す

五月二十三日東北地方御巡幸につき先發す到る處學校を視察し篤志者に接見殖産興業を奨勵し且公益事業功勞者及孝子節婦の取調を行ふ

五月廿五日日光に抵り満願寺の行在所を檢分す

五月廿八日白川城址を訪ひ戊辰役戰死者の墓前に石燈籠を建立す

是月内藤新宿に農業修學場を設け各府縣より生徒を募集す後駒場野に移す駒場農學校是にして東京帝大農學部の前身なり

六月二日車駕東京を發す

六月九日置賜縣成田村に抵り特に佐々木宇右衛門の養蠶所及製糸場を視る

六月二十三日車駕を宮城縣下岩沼に迎へ翌日行在所に伺候し御還幸は海路に御治定あらんことを奏請す

是月伊太利主催蠶絲業國際會議に政府委員を派遣す

七月十一日七戸に抵り廣澤安任の牧牛場を視る

七月十二日再び車駕を七戸に迎ふ

七月十四日青森より函館に抵り十九日車駕に先ち海路歸京す

七月廿日横濱に赴き聖上の御着艦を奉迎す

七月二十九日士族授産に關する意見書を提出す

是月官立上州富岡製糸工場に各府縣當業者及工女を撰拔し講習を行ふ修業期間三ヶ年とす

八月二日より腫物の爲め引籠る、聖上侍醫を遣はされ物を賜ふ

八月十日内務省に授産局を置く

是月御巡幸中の勞を慰し硝子燭臺一對を、又別に椅子十二脚と琉球上布二卷を賜ふ

是月米人「ドクトル、ジョン、シー、ベリー」氏の請を許し各地監獄を視察せしめ其の報告を徴し、大に改良の實を挙げしむ

九月六日元老院議長有栖川宮に勅して憲法を起草せしめらる元老院議員四名委員に命せらる、十三年十二月草案成る



九月千住に製絨所創設の議を上申す、十二年九月工成り開業す  
是月利通等の奨励により深川に民營新燧社創立せらる

十月二十四日熊本敬神黨二百餘人鎮臺司令長官及縣令を襲ひ之を殺す翌日鎮臺兵暴徒を撃退し亂直ちに平定す

十月二十七日秋月藩士宮崎車之助等亦熊本の賊に應し兵を擧ぐ鎮臺兵の爲撃破せらる

十月二十八日前原一誠等亦長州萩に兵を擧ぐ翌月四日亂全く平らく

十二月十九日茨城縣農民地租改正を悦ばずして騷擾す尋て三重縣下の農民石代貢租につき蜂起せしも皆鎮定す

十二月二十六日地租輕減の議を建白す

十二月二十七日行政整理、及び時弊矯正のことを建白す

是年内務權少丞小花作助を小笠原島に派遣し全島を統轄せしむ、翌年利通開拓碑を島内に建つ

明治十年丁丑

紀元二五三七年  
西曆一八七七年

四十八歳

一月四日地租輕減の詔勅を發せらる

一月十一日皇太后陛下東京を發し京都に行啓あらせらる

一月十八日木戸と會見時事を論し、參議復職につき懇談す

一月二十三日御發靈大和及京都に行幸あらせらる

一月三十日天皇先帝の陵に親謁十年祭を修し給ふ

一月三十日鹿兒島私學校の徒黨政府の陸軍火藥局及び海軍造船所を襲ひ兵器彈藥を掠奪す

二月三日私學校の徒黨東京より歸省せる少警部中原尙雄等を故意に捕へ拘問を加へ擧兵の口實を作る

二月五日陛下親臨京都神戸間鐵道開通式を擧げさせ給ふ

二月五日川村海軍大輔、林内務少輔を鹿兒島に遣はし、私學校黨の情勢を偵察せしむ

同日川村等の鹿兒島出張につき東京より神戸に向け電報を發し、西郷と面談説得を主とすへく豫め川村に注意する所あり

二月九日川村海軍大輔等鹿兒島に赴き西郷隆盛と面接せんとして得ず、十二日尾の道に引返し私學校黨の反狀明白なる旨を政府に報告す

二月十日大山鹿兒島縣令よりの上申書を岩倉公に提出す



二月十一日天皇畝傍山の御陵に親謁し給ふ

二月十三日行在所の召により京都に向け急行す

二月十五日西郷隆盛、桐野篠原村田等兵一萬五千を率ゐて鹿兒島を發し肥後に向ふ、縣令大山綱良賊の軍資と出兵を授く

二月十六日車駕大坂より京都に著御あらせらる

二月十六日京都に着す、直に三條公に謁して自ら鹿兒島に往き西郷と面接し大義を説かんことを請ふ、朝議之を許さす

二月十七日三條公利通及木戸等と參朝し、鹿兒島出兵及勅使差遣のことを決して親裁を仰く

二月十九日有栖川宮を征討總督と爲し、山縣、川村陸海軍中將を參軍と爲し、以下征討軍要部の任命あり

二月二十一日賊軍進んで熊本城に迫り之を圍む

二月二十六日議官柳原前光を勅使として、鹿兒島に遣はし、久光、忠義兩公に征討の朝意を奉體せしむ

二月二十八日内閣行署を大坂に置き、利通、大木、伊藤等と共に出張して征

討の機務に膺る

三月一日柳原勅使、黒田清隆を從へて神戸を解纜し鹿兒島に向ふ

三月八日柳原勅使鹿兒島に着し、忠義公に勅書を授く

三月十日利通の依頼にて伊地知正治、鹿兒島縣亂後撫育見込書を贈る

三月十一日官軍田原坂を占領す

三月十三日柳原勅使鹿兒島を發し歸途に就く、縣令大山綱良及中原尙雄を同船護送す

三月十四日賊背衝撃の期議決し、黒田清隆を參軍と爲す

三月二十一日岩村通俊を鹿兒島縣令に任し、人心鎮撫窮民救助のことを督勵す

是日島津久光、忠義上書して特に法庭を設け、西郷、大久保、川路等を對決せしめ、奏任官以上の陪審に付し、暗殺事件の真相を明かにし、然る後征討せられんことを請ふ

四月八日熊本城攻圍を受くること五十余日、是日城外の官軍と連絡を通す

四月十日書を大隈大藏卿に送り、熊本縣兵燹罹災者に百五十萬圓の救助金を要求す

四月十八日賊軍の大勢定まり、是日利通京都に還る

四月二十日西郷隆盛等退きて人吉に據る



四月二十三日久光公其子珍彦忠欽の二人を上京せしめ、曩日の勅旨に奉答す

四月十五日黒田參軍別動旅團を率ゐて熊本城に入る

五月二十六日内閣顧問木戸孝允京都に於て薨す

五月二十九日西郷等人吉を去つて宮崎に退く

六月高知立志社員不軌を謀る政府社員村松政克藤好靜等を捕縛す

七月朝鮮飢饉に付き救助を求め來れるを以て隣國の急坐視するに忍びず、特に戰時御用船を供して米穀を輸送せしむ

七月三十日車駕東京に還幸あらせらる

八月二日利通大坂より海路歸京す

八月十五日西郷等日向の永井村に據り尋て可愛嶽を突破して鹿兒島に向ふ

八月二十日佛國博覽會事務局總裁を命せられ、松方正義副總裁となる

八月二十一日内國勸業博覽會開會式を行ふ、聖上臨幸勅語を賜ふ

九月一日西郷等鹿兒島に入り城山に據る、官軍攻撃の部署を定む

九月二十四日城山陥落し西郷以下戰死す、後數日利通、重野安釋を招き西

郷の傳記を編纂せんことを依頼す

九月三十日三田育種場開場式を行ふ

十月十日征討總督有栖川宮東京に凱旋す

是日書を岩村縣令に贈り戰後大に窮迫せる士族に授産の途を講せしむ

十月廿日上州新町屑糸紡績工場の開業式に臨場す

十一月二日佐賀暴動鎮定并清國談判の勳勞を賞せられ、勳一等に叙し旭日大綬章を賜はる

十一月廿日内國勸業博覽會賞牌授與式を行ふ

十一月三十日内國勸業博覽會閉場式を行ふ

十二月二十四日議に中原尙雄等九州臨時裁判所に於て西郷暗殺事件に付き審問中の處是日を以て事實全く無根のことに判決あり中原以下皆無罪を言渡さる

十二月二十四日正三位に陞叙勳章に年金を付與し特に勅語を賜ふ

汝利通曩キニ佐賀縣ノ暴動アルヤ速ニ鎮靜ノ功ヲ奏シ臺灣ノ舉重任ヲ奉シ清國ニ赴キ克ク其事ヲ辨理シ兩國ノ平和ヲ保テリ 朕深ク其



勳勞ヲ嘉賞ス仍テ位一級ヲ進メ且前日授クル所ノ勳一等旭日大綬章ニ年金七百四十圓ヲ付與ス

是月岩山敬義を鹿兒島に派遣し同縣士族の爲めに勸業牧畜を指導獎勵せしむ

明治十一年戊寅

紀元二五三八年  
西曆一八七八年

四十九歳

一月二十四日聖上駒場農學校開校式に臨幸あり、利通賞典祿全部を農學校に寄附し農學の進歩普及の資に供す

二月七日大隈大藏卿、伊藤工部卿と共に新に建設の千住羅紗器械所を檢分す

二月十四日皇太后陛下新宿試験場へ行啓、養蠶製絲業試験の實況を御覽あらせらる

三月五日第二回の地方官會議を開く旨を命ぜらる

三月六日國民の實力を扶殖する爲め殖産興業の大方針を政府に提議す  
一般殖産興業の奨勵及華士族授産の方法を計畫し、交通運輸物産改良保護の爲め起業公債千二百五十萬圓を募集す

三月七日福島縣安積疏水事業着手のことを建議す

三月十一日立憲政体樹立の詔書に基き地方自治制確立の爲め地方制度改正の議を建白す

三月十六日深川新燈社マツチ製造所を視察す

三月二十二日賜暇を請ひ熱海温泉に浴し四月六日歸京す

四月七日聖上地方官會議開會式に臨幸、利通の建議に基き郡區町村編成法、府縣會規則、地方規則の三大議案を議了し翌月三日閉會式を行ふ、この三大法案は是年七月二十二日に至り公布せられ、我國地方行政に新紀元を劃し初て國民に地方參政の權を與へ、自治制の端を開きたるものなり  
五月五日芝延遠館に於て殖産興業華士族授産の方針起業公債發行の旨趣を地方長官に訓示す

五月十四日朝福島縣令山吉盛典霞ヶ關本邸に來訪歸任の別を述ふ、利通維新の大業貫徹を三期に分ち、第二期に最も力を注ぎ第三期は後の賢者



に待たんとするの素志を告ぐ

是日參朝の途、清水谷に於て島田一郎等の兇刃に罹り遂に薨去す

聖上特に勅使を差遣せられ、特旨を以て右大臣正二位を贈り金幣五千圓

及び誄詞を賜ふ

皇后皇太后兩陛下亦祭祀料貳千圓を賜ふ

五月十七日國葬の禮に準し、遺骸を青山墓地に葬る

五月二十三日遺子利和を華族に列し、從五位に叙し、特に金參萬圓を賜ふ

十月十六日八男利賢生る

十二月十七日夫人滿壽子歿す

明治十七年七月十七日利通の勳功に依り、嗣子利和に侯爵を授けらる

同年十月利通の舊故有志相謀り、清水谷遭難の地に哀悼の記念碑を建設

す、特にその地域を東京市の公園に編入す

明治二十二年二月十一日皇室典範帝國憲法發布に付き、特に勅使を墓前に

遣はされ之を報告せしめ給ふ

是年鹿兒島市加治屋町出身西郷從道、大山巖、黒木爲楨、東郷平八郎其他有

志相謀り、利通并西郷隆盛兩誕生地に記念碑を建設す

明治三十四年五月二十二日策命使を青山墓前に遣はされ、從一位を追贈せ

らる

大正二年五月七日勅撰神道碑を青山塋域内に建設せらる

昭和三年五月十四日五十年祭執行に付き、聖上特に幣帛料を賜はる







地方制度改正案ニ關シテハ既ニ文書第九、九十三頁ニ解説セルヲ以テ今省略センモ要スルニ本書ハ内務大書記官松田道之カ利通指揮ノ下ニ主任ト爲リテ立案シ三條公ニ提出セシモノナリ而シテ若干ノ修訂ヲ經タル後四月開催ノ地方官會議ニ附セラレ更ニ審議ノ後七月廿二日ニ發布セラレシモノナルカ故ニ地方官會議日誌及法令全書記載ノモノト彼此對照スルニ多少體裁ノ異ナルヲ知ル本書原本ハ内務省ニ所藏シ大震火災ニ焼失セシモノナルカ幸ニシテ大久保家ニテ先年謄寫シ置ケルモノ今日ニ於テハ唯一ノ原本トナレリ(編者識)

#### 地方之體制等改正之儀上申

利通謹而上言ス抑モ地方ノ體制地方官職制地方會議法地方公費賦課法等ノ制定セサル可ラサルハ別紙主義書ニ辨明スル所ノ如シ依テ今每件草按ヲ起シ就中地方ノ體制地方會議法地方公費賦課法等ノ如キハ近日招集ノ地方官會議ニ附セラレンコトヲ欲シ拔テ議案トナシ併テ呈進ス偏ニ閣下ノ採擇ヲ仰ク

明治十一年三月十一日

内務卿大久保利通

太政大臣三條實美殿

地方之體制及ヒ地方官ノ職制ヲ改定シ地方會議ノ法ヲ設立スルノ主義

#### 第一 地方ノ體制

一新以來各地方ノ區畫及ヒ區戶長ノ制置アリト雖モ其制タル專ラ戶籍調



查ノ爲メニ之ヲ設ケ從來莊屋名主年寄等ノ舊弊ヲ一洗セントスルモノニシテ汎ク行政上ノ便ヲ謀リタルモノニ非ス故ニ或ハ區ニ大小ノ二段階アルアリ單ニ小區ノ一段階ノミナルアリ其大區ヲ分ツニ從來ノ一郡域ヲ用ユルアリ二三郡域ニ跨ルアリ而シテ其職員ノ如キモ大區ニ大區長ヲ置キ小區ニ小區長ヲ置クアリ大區ニ區長ヲ置キ小區ニ副區長ヲ置クアリ大區ニ區長ヲ置キ小區ニ戶長ヲ置クアル等不倫煩冗甚シク要スルニ其制置宜キヲ得サルノミナラス數百年來慣習ノ郡制ヲ破リ新規ニ奇異ノ區畫ヲ設ケタルヲ以テ頗ル人心ニ適セス又便宜ヲ欠キ人間絶テ利益ナキノミナラス只弊害アルノミ今ヤ之ヲ改正セサル可ラストシテ案スルニ抑モ地方ノ區畫ノ如キハ如何ナル美法良制タルモ固有ノ慣習ニ依ラスシテ新規ノ事ヲ起ストキハ其形美ナルモ其實益ナシ寧ロ多少完全ナラサルモノアルモ固有ノ慣習ニ依ルニ如カス是政事家ノ最モ注意セサルヘカラサルノ要點ナリ依テ現今區畫ノ制ヲ變更シ古來ノ郡制ニ復シテ之ヲ行政區トナシ各

郡ノ廣狹異同アルモ更ニ之ヲ分合セス只其經界ノ錯綜ヲ改正スルニ止メ其最モ廣濶ニシテ其間地理及人情通義等ノ甚タ異ナル地方アルルハ其景況ニ從ヒ郡内ニテ適宜ニ區畫シ某郡某部東部西部南部北部中部ト稱ス其一郡内ノ事務ヲ行フニ付其郡内住民ノ便宜ノ爲メニハ郡内ニ於テ適宜ニ方面ヲ分設シテ其郡長ニ屬シタル郡吏ヲ在勤分任セシメハ郡ノ廣狹ハ如何ナルモ決シテ官民ノ不便ヲ見サルナリ然レニ舊制ハ其行政ノ區畫タルト其住民社會獨立ノ區畫タルトノ主義混淆明カナラス隨テ官民互ニ權利ヲ犯スノミナラス歲出入ノ事即チ官民費用ノ事ニ就テモ頗ル混雜シテ往々地方ノ物議ヲ來ス等ノ事アリキ今ヤ政理次第ニ明カニ人智次第ニ開クルニ隨ヒ政體モ亦多少ノ變革ナカルヘカラス政府ハ既ニ茲ニ着眼アツテ立法行政司法ノ分權ノ如キハ順次改良ニ就クモノアリト雖ニ獨リ地方ノ制ニ至ツテハ依然改メスシテ其行政ノ區畫タルト其住民社會獨立ノ區畫タルトノ主義ヲ混淆セリ之ヲ將來ニ考フルニ理勢此混淆ヲ分タサル可ラス然レトモ今



概シテ歐米ノ制ノミニ倣フトキハ其形美ナル其實適セス宜シク我カ邦古  
來ノ慣習ト方今人智ノ程度トヲ斟酌シテ適實ノ制ヲ設クヘキナリ依テ前  
陳ノ主義ニ基キ府縣郡市ハ行政ノ區畫タルト住民社會獨立ノ區畫タルト  
二種ノ性質ヲ有セシメ村町ハ住民社會獨立ノ區畫タル一種ノ性質ノミヲ  
有セシメ而シテ郡市ニ吏員ヲ置テ其二種ノ性質ノ事務ヲ兼掌セシメ村町  
ハ其村町内共同ノ公事ヲ行フ者即チ行事人ヲ以テ其獨立ノ公事ヲ掌ルヘ  
キモノトナスヘキナリ

## 第二 地方官ノ職制

既ニ地方ニ就テ行政ノ區畫タルト住民社會獨立ノ區畫タルトノ性質ヲ區  
分セシ以上ハ其吏員ノ職掌ニ付キ相當ノ分權ヲナサ、ルヘカラス然ルニ  
從來府縣職制ノ如キ其職掌ノ權限ニ屬スルモノト處務規則ニ屬スルモノ  
トヲ混淆スルノミナラス其事理小瑣ナル事項モ徒ラニ上司ノ決裁ヲ仰ク  
モノアリテ而シテ其事理ノ重大ナルモノ却テ制限ナキ等其權限疎雜隨テ

行事ニ當テハ徒ラニ煩冗ノ間ニ汲々タルノミ而シテ其影響ハ天下公衆ノ  
利益ヲ害シ國勢ノ進歩ヲ妨クルニ至ルヲ必ス抑モ國政ノ行フニ道理上  
ニ於テモ政略上ニ於テモ如此不利益ノ事ヲナシテ可ナランヤ依テ今之ヲ  
改正スルニハ先ツ府知事縣令ノ職掌ト郡市長ノ職掌トニ對シ地方ノ制即  
チ行政ノ區畫タルト住民社會獨立ノ區畫タルト二種ノ性質ノ區分ニ依リ  
猶ホ方今國勢ノ程度ヲ斟酌シテ適實ノ分權ヲナスニアリ而シテ其處務規  
則ノ如キハ法律ヲ以テセスシテ諸省卿ト府知事縣令ノ間ト府知事縣令ト  
郡市長ノ間トニ於テ法律ニ定リタル分權ノ制限ニ從ヒ其彼是ノ關係相當  
ノ規則ヲ設クヘキモノトスヘキナリ

## 第三 地方會議ノ法

既ニ地方ヲ獨立セシメ地方官吏ニ分權セシ以上ハ獨立ノ事即チ其住民共  
同ノ公事ヲ行フニ中央政權ヲ以テスヘカラス其獨立ノ公權ヲ以テスヘシ  
其公權ヲ以テスルハ則チ地方會議ノ法ヲ設立スルニアルナリ先ツ試ミニ



地方會議ノ得失ヲ論センニ從來地方行事ノ上ニ於テ往々至難ノ事ヲ醸シ現ニ或ル數府縣下ニ於テモ兇徒蜂起シ其地方ノ安寧ヲ妨害シタルコトアリ其實必シモ府縣官ノ治術ヲ失ヒタルノミニアラサルモ又ハ法令ノ宜キヲ失ヒタルニアラサルモ其陽ニ托スル所主トシテ此等ノ外ニ出テス其然ル所以ノモノハ他ナシ凡ソ地方ノ事其行政權ト其獨立權トヲ分タス皆中央政權内ニ在テ隨テ瑣々タル一小官吏即チ戶長ノ爲シタル處分ノ錯誤モ或ハ中央政權ニヨリテスルヲ以テナリ若シ地方會議ノ法ヲ設立スルトキハ其地方獨立權ノ事ニ於テハ利害得失皆其會議ノ責即チ其住民共同ノ責ニシテ中央政權ニ對シテハ小怨タモ懷クナク只其監督ノ公力ヲ仰クノミ然ルトキハ地方ノ安寧ハ勿論推シテ國ノ安寧上ニ於テモ其効大ナリ由是觀之地方會議ノ法ハ設立セサルヘカラサルナリ然レモ今概シテ彼ノ歐米ノ制ノミニ倣フトキハ其形美ナルモ其實適セス宜ク我カ邦固有ノ慣習ト方今人智ノ程度トヲ斟酌シテ適實ノ法ヲ設立スヘキナリ依テ案スルニ地方

會議ノ主義ハ專ラ地方公費ノ歲出入ノ事ニ必要ナルモノトシ多ク立則權ヘ關係セシメス或ル事由ニ依テハ歲出入ノ事ヨリ自然立則權ニ關係セサル可ラサルコトアリト雖モ府知事縣令ノ府縣會議ニ於ケル郡市長ノ郡市會議ニ於ケルヨリハ幾分ノ專權ヲ有セシメ郡市長ノ郡市會議ニ於ケルハ毫モ專權ナキモノトナシ而シテ其必要ノ公費ノ事ニ就テハ其府知事縣令ノ監督權内ニ多少ノ命令權ヲ有セシメ以テ其會議ノ立則權ニ關係スルモノヲ平均スルトキハ世間漫ニ所唱ノ民權又ハ民撰議院等ノ如キ徒ラニ高尚ニシテ無益有害ノ弊ナキコトヲ信スルナリ而シテ其府知事縣令ニ其府縣會議ニ對シテ立則權ヲ專有セシムルノミナラス或ル事項ニ依テハ郡市會議ニ對スル監督權内ニ多少ノ命令權ヲ專有セシムル所以ノモノハ則チ府縣ハ中央政權ノ部分多ク獨立ノ實多キカ如クナラス郡市ハ良ヤ中央政權ノ部分少クシテ獨立部分ノ實多キモ村町ノ純然獨立ノ實ヲ有シタルカ如クナラサルヲ以テナリ之ヲ推シテ論スレハ府知事縣令ノ太政大臣及諸省卿



ニ於ケルモ多分ノ中央政權ヲ仰カサルヲ得サルノ道理アリトスルナリ

## 地方公費賦課法ヲ設クルノ主義

昨年第二號ヲ以テ民費ノ制限公布ニ就テハ之カ節減ノ方法ヲ案スルニ先ツ従前民費巨額ニ登ル所以ノ源因ト將來改正方法ノ目的ト他日結果ノ効驗トヲ論セサルヘカラス

抑モ従前ハ賦課ノ法ナキヲ以テ民力ヲ量ラスシテ濫リニ事業ヲ起シ隨テ起シ隨テ課シ加之其土地一般其人民一般ノ共同義務ニ屬スヘキ費用ト其一己一部ノ私義ニ屬スヘキ費用トヲ混淆シ又其官費ニ屬スヘキモノヲモ民費トナス等實ニ無謂賦課ヲナセリ故ニ今年ノ費額ハ去年ニ超過シ明年ノ費額ハ今年ニ陪蕪シ到底民力ニ堪ヘサルナリ

前條ノ如クナルヲ以テ茲ニ將來ノ賦課法ヲ立ントシテ其方法ヲ案スルニ抑モ從來民費ト稱スルモ其之カ支出ト費用トノ性質ヲ論スレハ其地方ノ

公同事項ノ爲メニ支出費用スヘキモノニシテ即チ地方税ヲ以テ地方費ヲ支辨スルト一般ナリ故ニ自今其實ヲ正シク地方税トナスヘキ理アリト雖トモ吾カ邦諸税ノ法則未タ正理ノ點ニ至ラサルニ今又俄ニ税名ヲ起ストキハ頗ル人心ニ關係シ畢竟政略上宜キヲ得タルモノニアラス依テ暫ク之ヲ斟酌シ其民費ノ名義ヲ改テ地方公費府縣公費郡市公費村町公費トナシ其實地方税ノ性質ヲ取テ法ヲ設クルニ如カス乃チ先ツ費目ヲ甲乙丙丁ノ四種ニ分ツ

甲中央政府ノ政務上ヨリ生スル費用ニシテ全國人民之カ支出ノ義務ヲ負ハサルヲ得サルモノヲ云フ

乙府縣内一般郡市一般村町一般ノ利害ニ關スル事項ヨリ生スル公同費用即チ府縣治郡市治ノ權内及ヒ村町公事ノ權内ノ費用ニシテ其土地其人

民ハ之カ支出ノ義務ヲ負ハサルヲ得サルモノヲ云フ

丙府縣内一般ノ公同費用ナレトモ民力ノ保養ヲ謀リ國費ヲ以テ補助スル



モノヲ云フ

丁其一己一部ノ私義ニ屬シテ府縣下一般郡市一般村町一般ノ公同ニアラサル事項ヨリ生スル費用即チ溜池用悪水路ノ費用及ヒ猪鹿蝗蝻防禦費用等ノ田畑ノ爲メノミニ屬スルモノハ其利害ヲ受クル地主ノミニ負ヒ納税ニ付テノ費用ハ其物主ノミニ負ヒ神佛祭ノ費用ハ其氏子又ハ信仰者ノミニ負ヒ貧院等ノ費用ハ其共同有志者ノミニ負フノ類ヲ云フ

右四種ノ中甲ハ國費トナシ丙ハ國費補助トナシテ國庫ヨリ支出シ乙ハ地方公費即チ府縣公費郡市公費村町公費トナシテ府縣ハ其府縣下一般ノ土地人民ノ義務トシテ支出セシメ郡市ハ其郡市内一般ノ土地人民ノ義務トシテ支出セシメ村町ハ其村町内一般ノ土地人民ノ義務トシテ支出セシメ丁ハ公費トシテ賦課スルヲ許サス其事項ニ關係アル土地又ハ人民ノミニ又ハ其共同有志者ノミニ支出ニ屬スヘキモノトシ而シテ乙地方公費即チ府縣公費郡市公費村町公費ノ賦課ヲ負フヘキモノハ地價戸數財產人口等ノ

種類アリト雖モ其財產ニ課セントスレハ民産ヲ知ルノ法ナキヲ以テ之ヲ明カニスルヲ難ク其人口ニ課セントスレハ貧者ニシテ多口富者ニシテ寡口等ノ事アルヲ以テ權衡ヲ得ル甚々難シ此二ツノ者ハ到底賦課ノ宜シキヲ得サルヘシ依テ先ツ地價ト戸數トノ二種ニ賦課スヘキモノトナシ其地價ニ課スルハ昨年第二號ノ公布ニ從ヒ其戸數ニ課スルハ其家計ノ貧富ニ應シテ課額ヲ定メ其貧富ノ差等ヲ定ムルハ民間ノ協議ニ任スルモノトナシ又明カニ費目ヲ定メ其費目ニ依リ地價若干ニ付課額若干戸一戸ニ付課額若干ヲ豫算シテ其一周年度ノ課額ヲ定メ其費額ニ應シテ事業ヲ行ヒ必ス其豫算ノ高ヲ超過ス可ラサルモノトナス而シテ其豫算ヲ立テ課額ヲ定ムルハ府縣公費ハ府知事縣令ニ於テ府縣會議ヲ取テ之ヲ定メ内務卿ニ報告シ郡市公費ハ郡市長ニ於テ郡市會議ヲ取テ之ヲ定メ其府知事縣令ニ報告シ村町公費ハ行事人ニ於テ村町内ノ會議ヲ取テ之ヲ定メ其郡市長ニ報告スルモノトス



前條ノ如ク賦課法ヲ立ツルニ其結果ノ功驗ハ則チ假リニ明治八年ノ民費表ニ就キ甲丙丁ヲ除キ乙即チ地方公費ノ種類ト明治四年七月ヨリ九年六月迄五ヶ年平均ノ土木費トニ依テ總計壹千七拾貳萬二千六百六拾壹圓〇八錢壹厘ヲ出シ之ヲ地租金三千九百七拾九萬七千貳百八拾六圓八拾四錢及ヒ戶數七百拾五萬八千八百七拾六戶ニ依テ算スルニ全國ニシテ地租五分ノ一即チ金七百九拾五萬九千四百五拾七圓三拾六錢八厘ニシテ平均反當リノ地租八拾三錢壹厘七毛五糸ニ付拾六錢六厘三毛三糸戶一戶ニ付三十八錢五厘九七糸若シ全國戶數ノ三分二ヲ貧者ト見做シ富者ニノミノ概算ヲ得タ賦課スルハ一戶ニ付壹圓十五錢七厘九一トナルノ概算ヲ得タリ之ヲ從前ノ費額千六百三拾九萬七千貳百五十九圓三拾八錢ニ比スルニ五百六十七萬四千五百九拾八圓二拾九錢九厘即チ三割四六六七ヲ減セリ各地ノ景況民俗ノ異ナルアレハ其費額ノ如キ厚薄不同ナキ能ハスト雖トモ前段ノ割合ニ依レハ費額ト民力ノ權衡稍ヤ平准ヲ得ルアラソト信ス

參照

○(二行原朱)  
 ⊕甲ノ部即チ國費ノ印□乙ノ部即チ地方公費ノ印○丙ノ部即チ國費補助ノ印△丁ノ部即チ一己一部ニ屬スル費用ノ印  
 府縣民費總計表 府縣上申六年七年政表ニ據ル

壹號

種 類	明治七年分三府五十六縣 四縣之ヲ闕ク	比較明治六年分三府五十八縣 二縣之ヲ闕ク
府縣廳及出張所并倉庫等管轄費	金八萬四千九百三圓五十七錢	金二十二萬千四百九十九圓八十六錢八厘七毛
懲役場囚獄舍管轄及諸費	金三萬八千五百十三圓七十九錢	金四萬三千四百十二圓三十九錢一厘
道路堤防橋梁修繕費	金二百四十二萬四百六十一圓五十五錢	金百八十一萬五千六百四十一錢八厘七毛
布告并布達類入費	金四十九萬六千八百九十二圓四十一錢	金五十萬七千九百五十九圓十一錢九厘二毛
但當新築運天貨運費	金十七萬三千四百七十三圓九十四錢	金十三萬二千二百七十九圓三十錢一厘八毛
管内限達事ニ付調費	金四十七萬六千二百圓二十八錢	金四十八萬九千二百五十四圓六十八錢四厘七毛
諸御用ニ付各廳正副區戶長等出頭旅費	金百十萬六千八百七十七圓八十六錢	金八十八萬四千七百九十七圓五十八錢六厘七毛
區 扱 所 諸 費	金三百七十一萬八百九十四圓十四錢	金三百二萬五千六百八十三圓十七錢二厘六毛
正副區戶長以下ノ給料	金二十三萬五千四百二十三錢	金十五萬三千八百五十四圓三十六錢七厘七毛
國幣社并府縣社鄉村社管轄費	金二十三萬九千五百六十三圓十一錢	金二十一萬四千四十八圓二十五錢八厘七毛
祭典並遊拜式費	金九萬一千二百三十三圓八十四錢	金八萬二千六百七十七圓十二錢五厘四毛
府縣社鄉社神官給料		米麥粟十一石七斗



檢見下組及内見其外一切費	金十九萬三千四百五十五圓四十五錢	△	金十六萬五千七百七十七圓二十七錢一厘三毛
買米金取集ヨリ納濟マテ諸費并買米五里内運賃其外諸費共	金四十七萬七千五百五十八圓六錢	△	金四十六萬千三百七十四圓九十六錢九厘六毛
山林調費	金五萬八千八百六十九圓四十一錢	⊕	金六萬九千八百九十四圓七厘八毛
里程調費	金一萬四千五百三十一圓四十錢	⊕	金一萬二千五百八十九圓十二錢八厘八毛
地券調費	金百五十六萬二千九百五十四圓八十五錢	△	金三百六十三萬千三百三十七圓八十一錢二厘三毛
戶籍調費	金十六萬千八百九十四圓八錢	⊕	金十五萬七千六百六十八圓三十二錢二厘三毛
徵兵下調費	金七萬三千六百九十四圓二十二錢	⊕	金六萬二千八百七十二圓五錢七厘
學校費	金百五十八萬四千八百二十四圓四十六錢	□	金百五萬二千三百五十二圓三十四錢九厘八毛
病院費	金壹萬三千七百四十四圓九十七錢	△	金一萬三千七百八十一圓五十五錢四厘六毛
道路掃除費	金四萬七千九百六十一圓八十八錢	□	金四萬八千三百七十六圓三十五錢二厘二毛
用惡水道費	金十五萬二千八百六十五圓六十七錢	□	金十三萬二千九百五十七圓七十七錢六毛
暴漲水防費	金百五十萬八千七百二十四圓七十二錢	□	金百二十四萬九千五百五十四圓三十七錢二厘三毛
井堰守給料	金十九萬五千八百六十四圓七十九錢	□	金十三萬五千七百九十六圓八十六錢九厘二毛
消防入費	金八萬九千三百七十五圓七十三錢	□	金十一萬千九百三十圓九十六錢七厘
運卒番人給料並諸費	金五十一萬九千三百九十三圓五十三錢	□	金八萬九千六百四十二圓七厘五毛
			金四十三萬三千四百六十九圓七錢三厘四毛

正條外ノ箇條

金五十萬五千五百七十二圓七十錢  
 總計金千六百三十九萬七千二百五十九圓三十八錢

金七十萬四千四百十六圓五十三錢六毛  
 總計金千六百八萬七千五百四十六圓四十六錢一厘二毛

計二十八項

右ノ内水澤千葉小田鹿兒島ノ四縣滿壹ケ年分チ欠ク若シ之ヲ加フレハ更ニ若干増額アルヘシ

但内一圓六十二錢二厘七毛八東京府ノ厘毛切捨端錢寄高  
 内別途金二十六萬二千六百八十六圓二十一錢八毛外ニ米麥粟十一石七斗  
 元石高三千二十九萬九千九百七十七石八斗三升六勺七抄二撮永高千三百二十二貫三百七十一文八分  
 右ノ外ニ佐賀縣九月ヨリ十二月マテ四月分六萬九千七百二十圓八十七錢二厘九毛アリ右總計ニ合算シテ千六百十五萬七千二百六十七圓三十三錢四厘一毛トナル尙又同縣一月ヨリ八月マテ八ヶ月分及ヒ鹿兒島縣全年ノ數ヲ加フル時ハ更ニ若干ノ増額アルヘシ

乙ノ部即チ地方公費ニ屬スヘキ種類ノ總計

明治八年民費總計表ノ内ヨリ拔萃

貳拾四萬八千四百四拾六圓貳拾五錢

布告并布達類入費 但筆墨紙順達夫賃等ノ費

總額四拾九萬六千八百九十二圓四十一錢ノ處十年第十六號公達ニ依テ官費トナス分先ツ半額ト見做シ殘リ半額則チ如此

地方制度改正案



拾七萬三千四百七十三圓九拾四錢 管内限ノ違事ニ付調費  
 百五十八萬四千八百貳十四圓四十六錢 學校費  
 四萬七千九百六十一圓八十八錢 病院費  
 拾五萬二千八百六十五圓六十七錢 道路掃除費  
 八萬九千三百七十五圓七十三錢 消防入費  
 五十壹萬九千三百九十三圓五十三錢 邏卒番人給料并諸費  
 四十七萬六千二百圓〇〇二十八錢 諸御用ニ付各廳正副區戶長等出頭旅費  
 百十萬〇六千八百七十圓〇八十六錢 區投所諸費  
 三百七十壹萬〇八百九十四圓十四錢 正副區戶長以下ノ給料  
 五十萬〇千五百七十二圓七十錢 正條外ノ箇條  
 明治四年七月ヨリ九年六月迄五ヶ年平均土木費三百五十六萬八千三百  
 十圓〇六十八錢壹厘ノ内官費補助百三十萬圓ヲ引  
 貳百二十六萬八千三百十圓〇六十八錢一厘

總計 壹千七十二萬二千六百六十一圓〇八錢壹厘  
 右ノ内ヨリ地租五分一ノ公費トシテ賦課スル高

七百九十五萬九千四百五十七圓三十六錢八厘  
全國耕地地租壹反平均八十三錢壹厘七毛五  
 絲ニ付此五分ノ一十六錢六厘三毛五絲トナル

戶數ニ賦課スル高

二百七十六萬三千二百〇三圓七十壹錢三厘  
全國七百十五萬八千八百七十六戶ニ割レハ壹戶ニ付三十八錢五厘九七毛トナル  
 若シ全國戶數ノ三分二ヲ貧者ト視ナシ富者ノミニ賦課スルハ一戶ニ付壹圓十  
 五錢七厘九  
 一余トナル

一金三百五拾六萬八千三百拾〇圓六十八錢壹厘  
 但明治四年辛未七月ヨリ同九年六月迄五ヶ年平均土木工費高ヲ平均シ壹  
 ケ年分如此

右ノ内譯 百四十三萬四千七百六十三圓貳十四錢四厘 官費補助  
 地方制度改正案 百二十九



右ノ處明治十年ヨリ官費補助ハ百三十萬圓ト定リタルニ付本額三百五十  
六萬八千三百拾〇圓六拾八錢壹厘ノ内百三十萬圓ヲ引去レハ全ク民費ト  
ナル分左ノ如シ

貳百十六萬八千三百拾〇圓六十八錢壹厘

耕宅地反別四百六十七萬九千七百七十八町步

此地價十五億五千六百六十六萬六千七百圓

壹反歩ニ付三十三圓二十七錢内

此百分ノ二箇半 八十三錢壹厘七毛五絲

此五分ノ一 十六錢六厘三毛五絲

御達案

府 縣 郡 市

郡市長及ヒ郡市書記附屬等之官等左ノ通相定候條此旨相達候事

明治十一年 月 日

太 政 大 臣

郡長

八等官

市長

郡書記

十七等官

市書記

郡附屬

等外一等

市附屬

御布告案

府縣職制相廢シ地方官職制別冊之通相定候條此旨布告候事

明治十一年 月 日

太 政 大 臣



府縣官職制

府知事

初任ハ權官ニ試ム

縣令

前同

- 第一 內務卿ノ上申ニ依テ奏シテ之ヲ任ス
- 第二 任期ハ明治九年第七十五號公達ニ依ル
- 第三 中央政權ニ屬シ一部ノ行政官吏ニシテ法律又ハ太政大臣及ヒ諸省卿ノ諸令ヲ管下ニ執行シ及ヒ其旨趣ヲ通暢セシムヘキノ責アリ但シ此場合ニ於テハ專ラ內務卿ニ隸屬シテ其指揮ニ從フヘシト雖モ他ノ諸省卿ノ掌管ノ事ニ就テハ各其主任ノ卿ノ指揮ニ從フヘシ
- 第四 其府治縣治ヲ掌リ其府縣ノ理事員ニシテ其府內縣內ノ公同ノ安寧ヲ保護シ公同ノ利益ヲ謀ルノ責アリ但シ此場合ニ於テハ內務卿ノ監督ヲ受クヘシ

- 第五 法律又ハ太政大臣及ヒ諸省卿ノ諸令ヲ執行スル爲メ其府縣下ニ對シテ行政規則ヲ設立スルノ權アリ但シ此場合ニ於テハ其主任ノ卿ノ許可ヲ得テ發行スヘシ然レモ急施ヲ要スルモノト一時限リノモノハ發行ノ後報告スルヲ得
- 第六 其府治縣治ヲ施行スル爲メ其府縣內ニ對シテ府治規則縣治規則ヲ設立スルノ權アリ但シ此場合ニ於テハ內務卿ノ視認ヲ受ケ又地方公費中ノ隨意費ニ關シタルモノハ其府會議縣會議ヲモ取テ後發行スヘシ然レモ急施ヲ要スルモノト一時限リノモノハ隨意費ニ關シタルモノヲ除クノ外發行ノ後內務卿ニ報告スルヲ得
- 第七 行政規則ト府治規則縣治規則トヲ問ハス既ニ發行シタル規則ノ法律又ハ太政大臣及ヒ諸省卿ノ諸令ニ違ヒタル乎權限ヲ犯シタル乎又ハ行政上ニ障礙アルトキハ其主任ノ



卿ヨリ取消ヲ命セラレ、トアルヘシ但シ此場合ニ於テハ法律又ハ太政大臣及ヒ諸省卿ノ諸令ニ違ヒタルモノト其權限ヲ犯シタルモノトハ全ク其効ヲ失ヒ其行政上ノ障礙ノミノモノハ其報告セシヨリ取消ノ命アル迄ニ執行シタル所ハ其効ヲ存ス

第八 行政規則ト府治規則ト縣治規則トヲ問ハス既ニ發行シタル規則ノ後ニ發行スル法律又ハ太政大臣及ヒ諸省卿ノ諸令ニ牴觸スルキハ爾後其効ヲ失フ

第九 行政事務ニ付其主任タル卿ノ指揮ヲ得テ施行スヘキモノト專斷施行スヘキモノトノ區別ハ主任タル卿ノ定ムル規則ニ從フヘシ

第十 其府會議縣會議ヲ開キ又ハ中止スルノ權アリ但シ此場合ニ於テハ別段定ムル法律ニ從フヘシ

第十一 其府會縣會ノ決議ヲ承認シ若シ否トスルトキハ更ニ議案ヲ發シテ再議セシムルノ權アリ但シ此場合ニ於テハ別段定ムル法律ニ從フヘシ

第十二 其府會縣會ノ議長トナル

第十三 其府縣公費ノ國庫ノ支出ニ係ルモノハ内務卿及ヒ大藏卿ニ稟申シ其府縣内ノ支出ニ係ルモノ又ハ其府縣内ノ共有物ノ議受賣買貸借質入又ハ其府債縣債等ニ係ル事項ハ内務卿ニ報告スヘシ但シ此場合ニ於テハ別段定ムル法律ニ從フヘシ

第十四 其府縣公費ノ府縣内ノ支出ニ係ルモノ、中其府縣内一般ノ上ニ於テ必要ナルモノニ就キ府縣會議ニ於テ不足ノ額ヲ決議スルトキハ内務卿ノ許可ヲ得テ議會ニ對シ其増額ヲ求ムルノ權アリ但シ此場合ニ於テハ別段定ムル法律ニ



從フヘシ

第十五 其府縣公費ノ豫算ヲ立テ府會縣會ニ出シテ議セシムルノ權アリ

第十六 行政上ト其府治上縣治上トヲ問ハス都テ爲シタル處分ニ付人事上又ハ物件上ノ固有ノ權利ヲ妨害スルニアラサレハ之カ訴訟ノ被告トナルノ責ナク只其更正ヲ主任ノ卿ニ歎願スルニ當リ其卿ノ推問ニ答辨シテ其處分ヲ受クヘキノ責アリ

第十七 行政上ト其府治上縣治上トヲ問ハス都テ爲シタル處分ニ付キ人事上又ハ物件上ノ固有ノ權利ヲ妨害シタルトキハ之カ訴訟ノ被告トナルノ責アリ

第十八 諸省卿ノ其權限ヲ犯シ又ハ法律及ヒ諸規則等ニ違ヒタル處置己レノ職務上ニ關スルトキハ太政大臣ニ對シテ其更

原書第十九條ヲ關ク(編者識)

正ヲ求ムル權アリ

第二十 行政官吏ノ場合ト府縣ノ理事員ノ場合ト抵解スルトキハ行政官吏ノ場合ヲ先ニシ府縣ノ理事員ノ場合ハ其府會縣會ノ議員中ヨリ特ニ撰テ之ニ充ツ

第二十一 其府縣ノ奏任ノ功過ヲ内務卿ニ具狀スルノ權アリ

第二十二 其府縣ノ屬吏ヲ統轄シ及ヒ進退賞懲スルノ權アリ

第二十三 其府縣ノ書記官ニ行政權及ヒ府治權縣治權ノ一部ヲ分任シ事故アルトキハ全部ヲ代理セシムルノ權アリ但シ其一部ヲ分任セシムルハ内務卿ノ許可ヲ得ヘク國外ニ出ツルニ付代理セシムルハ特ニ内務卿之ヲ命スヘシ

第二十四 其府縣ノ書記官及ヒ屬以下ノ諸員ノ職務ヲ命シ及ヒ其規則ヲ設立スルノ權アリ

第二十五 郡市長ノ選舉ヲ決定スル權アリ但シ此場合ニ於テハ別段



定ムル法律ニ從フヘシ

第廿六 郡會市會ヲ解散セシメ又ハ會議ヲ中止セシメ又ハ臨時ノ開會ヲ許否スルノ權アリ但シ此場合ニ於テハ別段定ムル法律ニ從フヘシ

第廿七 郡會市會ノ決議ノ報告ヲ視認シ若シ否トスルトキハ取消ヲ命スルノ權アリ

第廿八 郡市ノ公費中其必要ノ費用ニ就キ其郡會市會ニ於テ不足ナル高ヲ決定スルキハ郡市長ノ具申ニ依リ其増加ヲ命スルノ權アリ但シ此場合ニ於テハ別段定ムル法律ニ從フヘシ

第廿九 郡市ノ監督上ニ就キ其郡市ノ爲メ利益ト視認スル事アレハ其郡市長ヲ歴テ其郡市會ニ議セシムル權アリ

第三十 郡市長ノ爲シタル處分ノ法律又其上部ノ施政官ノ諸令ニ

違ヒタルカ其權限ヲ犯シタル乎又ハ行政上障礙アルトキハ之ヲ取消スノ權アリ

第卅一 郡市長ノ爲シタル處分ノ更正ヲ其郡市民ヨリ歎願ヲナスニ當テハ其更正ヲ命スルノ權アリ

第卅二 行政權及ヒ監督權ニ依テ郡長市長ニ命令スルノ權アリ郡市長郡市書記郡市付屬等ノ選舉ヲ決定シテ之ヲ命シ及ヒ其俸給ノ額ヲ定メ又ハ其勉勵者ヲ増給スルノ權アリ

第卅三 其府治縣治ノ事務及ヒ郡治市治ノ監督ニ付テハ別段法律ナキモノハ悉皆專決ノ權アリ

第卅四 其行政權ノ事務及ヒ其ノ府治權縣治權ノ事務大略左ノ科目トス

- 一 農工業ノ事
- 一 教育ノ事
- 一 衛生ノ事
- 一 警察ノ事
- 一 地理ノ事
- 一 水治ノ事
- 一 河港道路橋梁ノ事
- 一 土



木ノ事 一驛遞ノ事 一通信ノ事 一戸口ノ事 一徵  
 稅ノ事 一徵兵ノ事 一版權ノ事 一府縣ノ歲出入ノ  
 事 一府縣ノ共有物ヲ管スル事 一政府ノ公私財産ヲ  
 管スル事 一宗教ヲ監スル事 一救恤ノ事 一府縣ノ  
 屬吏ヲ統轄シ及ヒ進退賞懲スル事 一人民相續上ノ事  
 一人民婚姻上ノ事 一人民財産上ノ事 一郡治市治ノ  
 監督ノ事

右科目中行政權ニ屬スルモノアリ府治權縣治權ニ屬スル  
 モノアリ兩權混同スルモノアリ此區別ハ各科ニ關シタル  
 法律又ハ行政規則ニ從フヘシ

書記官

大小ノ二等トナシ初任ハ小官ニ試ム而シテ府ハ大小各一員ヲ置キ縣ハ大  
 小ノ内一員ヲ置キ開港アル縣ニシテ事務繁劇ナレハ特議ヲ以テ府ト同シ  
 ク員ヲ置クコトヲ得

- 第一 內務卿ノ上申ニ依リ奏シテ之ヲ任ス
- 第二 任期ナシ

- 第三 其府知事縣令ニ屬シテ其職務ヲ參翼シ廳中一切ノ文書ヲ  
 監守シ屬以下ノ職務ヲ監督スルノ權アリ
- 第四 執行決定ノ權ナシ然レトモ廳中內部ニ於テハ其府知事縣  
 令ニ受ケタル權限ニ從ヒ大小相當ノ權アリ
- 第五 其府知事縣令ノ指示ニ依テ行政權及ヒ府治權縣治權ノ一  
 部ヲ分任シ知事縣令事故アルトキハ其全部ヲ代理シ知事  
 縣令國外ニ出ツルキハ內務卿ノ命ニ依テ其全部ヲ代理ス  
 ルノ權アリ

屬

自一等  
至十等

- 第一 其府知事縣令ノ意見ヲ以テ判シテ之ヲ任ス
- 第二 其府知事縣令ニ屬シテ其命令及ヒ書記官ノ監督ヲ受ケテ  
 諸務ヲ調整スヘキノ責アリ
- 第三 執行決定ノ權ナシ然レ共廳中內部ニ於テハ其府知事縣令



等外出仕

ニ受ケタル權限ニ從ヒ大小相當ノ權アリ  
自一等  
至五等

- 第一 其府知事縣令ノ意見ヲ以テ之ヲ命ス
- 第二 職掌屬ニ亞キ其受ル所ノ權限小ナルヘキモノトス

郡市吏職制

郡長一員 市長一員

- 第一 撰舉ハ官撰スルモ民撰スルモ地方ノ便宜ニ依リ其府知事縣令ノ意見ニ任ス其官撰ハ其府知事縣令ノ權ヲ以テ專ラ之ヲ任シ其民撰又ハ其郡會市會ノ撰舉ヲ取リ其府知事縣令ノ決定ヲ以テ之ヲ任ス
- 第二 任期ハ滿五年トス
- 第三 俸給ハ其郡市ノ公費ヲ以テ支出シ月俸トス其額ハ百圓ヨ

第四

- リ多カラス三十圓ヨリ少ナカラサル高ヲ以テ其地方ノ景況ニ依リ適宜之ヲ定メテ先ツ其最少限ヲ給シ其勉勵スル者ニ對シ其最多限迄ハ漸次増給スルヲアルヘシ而シテ其額ヲ定ムルト増給ヲ行フトハ其府知事縣令ノ權ニアリ
- 官撰民撰ヲ論セス撰舉セラル、者ハ左ノ箇條ニ適シタル者ニ限ルヘシ
- 一 戶主タルト子弟タルトヲ問ハス二十一歳以上ノ男子
  - 一 其郡内市内ノ籍ニ在テ其郡内市内ニ不動産ヲ所有シタル者家屋ノミヲ所有シタル者  
モ不動産ノ所有者トナス
  - 一 其郡内市内ノ籍ニ在ラスト雖モ其郡内市内ニ三年以上住居シテ其郡内市内ニ不動産ヲ所有シタル者
  - 一 市ハ便宜ニ依テハ敢テ其市内限リヲ以テセス其大市内何レノ市内ノ籍ニ在テ何レノ市内ニ不動産ヲ所有



スル者ト雖モ其市ニ撰舉スルヲ得

左ノ箇條ニ當ル者ハ撰舉スルヲ得ス

- 一 廿一歳以下ノ者
- 一 廿一歳以上ト雖モ婦女子タル者
- 一 狂癲疾アル者
- 一 白痴魯鈍ナル者
- 一 懲役以上實決ノ刑ヲ受ケタル者
- 一 身代限リノ處分ヲ受ケ未タ債主ニ義務ヲ了ヘサル者
- 一 不動産ヲ所有セサル者

第五

民撰舉ハ舊任滿期ノ三月以前ニ於テ其郡會議市會議ヲ開キ三名ヲ撰舉シテ其府知事縣令ニ具申シ府知事縣令ハ其意見ヲ以テ三名中ヨリ一名ヲ撰定スヘシ

第六

中央政權ニ屬シ一部ノ行政官吏ニシテ法律及ヒ上部ノ施

政官府知事縣令モ此中ニ入ルノ諸令ヲ其郡内市内ニ執行シ其旨趣ヲ通牒セシムヘキノ責アリ但シ此場合ニ於テハ專ラ其府知事縣令ニ隸屬シテ其指揮ニ從フヘシト雖モ事項ニ依リ別段定ムル規則ニ就テハ其主任タル上部ノ施政官ノ指揮ニ從フヘシ

第七

其郡治市治ヲ掌リ其郡市ノ理事員ニシテ其郡内市内公同ノ安寧ヲ保護シ公同ノ利益ヲ謀ルノ責アリ但シ此場合ニ於テハ其府知事縣令ノ監督ヲ受ケ又其郡内市内公費出納ノ事ニ付テハ其郡議會市議會ノ監督ヲモ受クヘシ

第八

其郡治市治ヲ施行スル爲メ其郡内市内ニ對シテ郡治規則市治規則ヲ設立スルノ權アリ但シ此場合ニ於テハ其府知事縣令ノ視認ヲ受ケ又其郡内市内ノ公費ニ關スルモノハ必要費ニ屬スルト隨意費ニ屬スルトヲ問ハス其郡會議市



會議ヲモ取テ發行スヘシ然レ共急施ヲ要スルモノト一時  
限リノモノハ隨意費ニ屬スルモノヲ除クノ外發行シテ後  
其府知事縣令及ヒ其郡議會市議會ヘ報告スルヲ得

第九

其郡治市治ヲ施行スル爲メ既ニ發行シタル規則ノ法令又  
ハ上部ノ施政官ノ府知事縣令モ此中ニ入ル諸令ニ違ヒタル乎其權限ヲ  
犯シタルカ又ハ行政上ニ障礙アルトキハ其府知事縣令ヨ  
リ取消サル、トアルヘシ但シ此場合ニ於テハ法律又ハ上  
部ノ施政官ノ諸令ニ違ヒタルモノト其權限ヲ犯シタルモ  
ノトハ全ク其効ヲ失ヒ行政上ノ障礙ノミノモノハ其報告  
セシヨリ取消ノ命アル迄執行シタル所ハ其効ヲ存ス

第十

其郡治市治ヲ施行スル爲メ既ニ發行シタル規則ノ後ニ發  
行スル法律又ハ上部ノ施政官府知事縣令モ此中ニ入ルノ諸令ニ抵觸ス  
ルトキハ爾後其効ヲ失フ

第十一

行政事務ニ付其主任タル上部ノ施政官ノ指揮ヲ得テ施行  
スヘキモノト專斷施行スヘキモノトノ區別ハ主任タル上  
部ノ施政官ノ定ムル規則ニ從フヘシ

第十二

其郡治市治ノ事務中其郡内市内ノ公費ヲ要スル事項又ハ  
其郡内市内ノ共有物ノ讓受賣買貸借質入又ハ其郡債市債  
等ニ係ル事項ハ皆郡會議市會議ヲ取テ其府知事縣令ニ報  
告スヘシ

第十三

其郡市公費ノ豫算ヲ立テ郡會市會ニ出シテ議セシメ其他  
郡治上ノ事市治上ノ事ニ就キ議案ヲ出シテ議セシムルノ  
權アリ

第十四

其郡會市會ノ議長トナル

第十五

行政上ト其郡治上市治上トヲ問ハス都テ爲シタル處分ニ  
付人事又ハ物件ノ固有ノ權利ヲ妨害スルニアラサレハ之



カ訴訟ノ被告トナルノ責ナク只其更正ヲ其府知事縣令ニ  
歎願スルニ當リ府知事縣令ノ推問ニ答辯シテ其處分ヲ受  
クヘキノ責アリ

第十六

行政上ト其郡治上市治上トヲ問ハス都テ爲シタル處分ニ  
付人事上又ハ物件上ノ固有ノ權利ヲ妨害シタルトキハ之  
カ訴訟ノ被告トナルノ責アリ

第十七

其郡治市治ノ權利及ヒ其郡市ノ共有物ノ權利ヲ妨害サレ  
タルトキハ何者ヲ問ハス之ヲ被告トシテ相當ノ裁判所ニ  
訴フルノ權アリ

第十八

上部ノ施政官府知事縣令モ此中ニ入ルノ其權限ヲ犯シ又ハ法律及諸規  
則等ニ違ヒタル所置己レノ職務上ニ關スルキハ其主任ノ  
卿ニ對シテ其更正ヲ求ムルノ權アリ

第十九

行政官吏ノ場合ト郡市ノ理事員ノ場合ト抵觸スルトキハ

行政官吏ノ場合ヲ先ニシ郡市ノ理員ノ場合ハ其郡會市會  
ノ議員中ヨリ特ニ撰テ之ニ充ツ

第二十

其郡市ノ書記及附屬ノ撰擧又ハ進退功過ヲ其府知事縣令  
ニ具狀スルノ權アリ

第二十一

其郡市應ノ雇員ヲ進退賞懲スルノ權アリ

第二十二

其郡市ノ書記及ヒ附屬雇員等ノ職務ヲ命シ及ヒ其規則ヲ  
設立スルノ權アリ

第二十三

其郡市ノ書記ニ行政權及ヒ郡治權市治權ノ一部ヲ分任シ  
事故アルトキハ全部ヲ代理セシムルノ權アリ但シ一部ヲ  
分任セシムルハ其府知事縣令ノ許可ヲ受クヘシ

第二十四

其郡市ノ附屬ニ行政權ニ屬スル細少ノ一部ヲ分任セシメ  
郡内市内ニ於テ適宜ニ各方面ヲ設ケテ在勤セシムルノ權  
アリ但シ此場合ニ於テハ其府知事縣令ノ許可ヲ得ヘシ



第廿五 其郡内市内ノ村町公同ノ行事ヲ監督スルニ付相當ノ規則

ヲ設立スルノ權アリ但シ此場合ニ於テハ其府知事縣令ニ報告シテ施行スヘシ

第廿六 行政權ノ事務及ヒ其郡治權市治權ノ事務大略左ノ科目ト

ス

- 一 工農商ノ事
- 一 教育ノ事
- 一 衛生ノ事
- 一 地理ノ事
- 一 水治ノ事
- 一 河港道路橋梁ノ事
- 一 土木ノ事
- 一 驛遞ノ事
- 一 通信ノ事
- 一 戸口ノ事
- 一 徵稅ノ事
- 一 徵兵ノ事
- 一 郡市ノ歳出入ノ事
- 一 郡市ノ共有物ヲ管スル事
- 一 政府ノ公私財産ヲ管スル事
- 一 救恤ノ事
- 一 宗教ヲ監スル事
- 一 郡市吏員ヲ統括シ及ヒ進退賞懲ノ事
- 一 人民相續上ノ事
- 一 人民婚姻上ノ事
- 一 人民財産上ノ事
- 一 郡内市内ノ村町公同ノ行事ヲ監スル事

右科目中行政權ニ屬スルモノアリ郡治權市治權ニ屬スルモノアリ兩權混同スルモノアリ此區別ハ各科ニ關シタル法律又ハ行政規則ニ從フヘシ

書記

定員ナシ其地方ノ繁簡ニ依リ其數ヲ増減ス

第一 其郡長市長ノ撰擧ニ依リ其府知事縣令判シテ之ヲ任ス

第二 其府縣内ノ藉ニ在ル者ニ限ルヘシ他方ノ者ト雖モ其府縣下ニ三年以上住居セル者ハ撰擧スルヲ得

第三 任期無シ

第四 俸給ハ其郡市ノ公費ヲ以テ支出シ月俸トス其額ハ三十圓ヨリ多カラス拾圓ヨリ少ナカラサル高ヲ以テ其地方ノ景況ニ依リ適宜之ヲ定メテ先ツ其最少限ヲ給シ其勉勵スル者ニ對シ其最多限迄ハ漸次増給スルヲアルヘシ而シテ其額ヲ定ムルト増給ヲ行フトハ其府知事縣令ノ權ニアリ



第五 其郡長市長ニ屬シテ諸務ヲ分掌シ廳中一切ノ文書ヲ監守シ附屬及ヒ雇員ヲ監督ス

第六 其郡長市長ノ指示ニ依テ行政權及ヒ郡治權市治權ノ一部ヲ分任シ郡長市長事故アルトキハ其全部ヲ代理スルノ權アリ

第七 執行決定ノ權ナシ然レトモ廳中内部ニ於テハ其郡長市長ニ受ケタル權限ニ從ヒ大小相當ノ權アリ

附屬

定員ナシ其地方ノ廣狹ニ依リ其數ヲ増減ス

第一 其郡長市長ノ選舉ニ依リ其府知事縣令之ヲ命ス

第二 其郡内市内ノ藉ニ在ル者ニ限ルヘシ他ノ郡市ノ者ト雖モ三年以上其郡内區内ニ住居セル者ハ撰舉スルヲ得市ハ便宜ニ依テハ敢テ其市内限リヲ以テセス其大市内何レノ市内ノ藉ニ在ル者ト雖モ其市ニ撰舉スルヲ得

第三 任期ナシ

第四 俸給ハ其郡市ノ公費ヲ以テ支出シ月俸トス其額ハ拾圓ヨリ多カラサル高ヲ以テ其地方ノ景況ニ依リ適宜之ヲ定メテ先ツ其最少限ヲ給シ其勉勵スル者ニ對シ漸次増給スルヲアルヘシ而シテ其額ヲ定ムルト増給ヲ行フトハ府知事縣令ノ權ニアリ

第五 其郡長市長ニ屬シテ行政權ニ屬スル細少ノ一部ヲ分任シテ其郡内市内ニ於テ主務ノ方面ニ在勤ス

御達案

諸省府縣郡市

地方行政上ニ付府知事縣令ニ於テ主任省ノ卿ノ指揮ヲ受ケテ施行スヘキモノト專斷施行スヘキモノト郡市長ニ於テ其府知事縣令ノ指揮ヲ受ケテ施行スヘキモノト專斷施行スヘキモノトノ區分ノ儀其主任省ノ卿ハ府知



事縣令ニ對シ府知事縣令ハ郡市長ニ對シテ職制中各官ノ權限ニ關シタル  
箇條ヲ遵守シ相當ノ處務規則ヲ設立スヘク此旨相達候事

明治十一年 月 日

太政大臣

地方官會議々案

地方ノ體制  
地方會議法  
地方公費賦課法



御布告案

地方之體制左ノ通改定候條此旨布告候事

但シ施行ニ付小細ノ儀ハ地方官ヨリ内務卿へ可伺出事

明治十一年 月 日

太 政 大 臣

- 一 郡ハ其廣狹名稱等都テ舊來ノ成立ニ依ル然レモ郡内甲乙府縣ニ跨リ又ハ經界錯綜スルモノ等ヲ組替ユルハ此限リニアラス
- 一 郡域廣濶ニシテ其間地理及ヒ人情通義等ノ甚タ異ナル地方アルトキハ其景況ニ從ヒ郡内ニテ適宜ニ區畫シ其郡某部東部 西部 南部 北部 中部ト云フカ如シト稱ス
- 一 東京京都大坂其他ノ大市ニシテ人民ノ營業通義自ラ郡村ト異ナル等ノ故ヲ以テ一般ノ體制ト同一ニス可ラサルモノハ其部分ノミヲ獨立



トナシテ郡ノ區域内ヲ除カス故ニ其獨立ノ某ト總稱シ東京京都大坂横濱神戸長崎ト云フカ如シ  
 其内ニテ若干町ヲ組テ若干市トナシ一ニ數ヲ以テ順次ニ數ヘ第幾市ト稱シ其大市内ノ地形戸數等ノ便宜ニ依リ若干市ニ分ツテ要セサルモノハ之ヲ分タス單ニ某市横濱市長崎市ト云フカ如シト稱ス

但シ一市ノ廣狹ハ定則ナシ地形及ヒ人情通義等ノ異同ニ依リ地方ノ便宜ヲ謀テ相當之ヲ定ムヘシ

一 村町ノ廢起分合及ヒ名稱ヲ附スル等ハ政權ニ屬セス其住民ノ願請ニ出ツルモノニ對シテ監督權之ヲ許否ス

一 每郡市事務取扱所ヲ置キ郡ハ某府縣下某郡廳市ハ某府縣下某東京京都大坂横濱神戸長崎ト云フカ如シ市廳ト稱ス

一 郡市ヲ以テ行政ノ區畫トナス此場合ニ於テハ中央政權ニ屬ス

一 又郡市ハ其住民社會獨立ノ區畫タリ此場合ニ於テハ其郡市一般ノ爲メニハ其郡市ノ名義ヲ以テ其郡市ノ治メヲ爲シ及ヒ財産ヲ所有シ官

私ヲ問ハス賣買貸借其願請契約等ヲナスノ權アリ

一 村町ハ其住民社會獨立ノ區畫タルノミ其村町一般ノ爲メニ其村町名義ヲ以テ其村町ノ治ヲ爲シ及ヒ財産ヲ所有シ官私ヲ問ハス賣買貸借其他願請契約等ヲナスノ權アルハ郡市ニ同シ

一 行政ノ便宜ノ爲メニハ其郡市内ニテ適宜ニ方面ヲ設ケ其郡市ノ附屬吏員ヲ在勤セシメテ其郡市ノ行政權中細少ナル一部ヲ分任シ其帳簿登錄事務等ヲ分掌セシム

一 行政權ノ事務ヲ行フニ郡市村町等ノ住民公同ノ事ニ就テハ郡市ハ郡市ノ名義ヲ以テ其郡長市長ニ對シテ之ヲ行ヒ村町ハ村町ノ名義ヲ以テ其村町ノ行事人ニ對シテ之ヲ行ヒ其住民一己ノ事ニ就テハ直ニ其本人ニ對シテ之ヲ行フヘシ

府縣會議法



第一章 議會權限并紀律

第一條

府縣會ハ民撰ヲ以テ成立チ其府縣内每郡市ヨリ代議員ヲ出シ通常又ハ臨時ニ法律ニ定マリタル招集ニ應シテ會同シ其權限内ノ事ヲ議ス其職員ハ議長議員書記筆生ノ四職トス

第二條

其會議ノ權ハ其府治縣治ノ公費即チ其府縣内一般ノ利害ニ關スル事項ヨリ生スル費資ノ支出及ヒ其計算ニ係ル事又ハ府縣債ヲ起シ及ヒ其消却ニ係ル事又ハ府縣公有財産ノ保存貸借賣買讓受ニ係ル事等ニ就キ其府知事縣令ノ發スル議案ヲ議スルニ止リ他ノ立則權ニ關與スルヲ得ス又都テ議案ヲ發スルヲ得ス

第三條

會議ニ通常ト臨時トアリ通常ハ其府知事縣令ノ權ヲ以テ之ヲ開キ臨時ハ府知事縣令ニ於テ内務卿ニ具狀シ許可ヲ得テ之ヲ開クモノトス

第四條

通常會議ハ毎年四月九月ヲ以テ開キ四月ハ翌年度即チ其年七月

第五條

以後ニ係ル事ヲ議シ九月ハ檢視會議トシテ前年度即チ其年六月以前ニ係ル計算ノ事ヲ議檢ス臨時會議ハ其事件ノ生シタルトキ時ニ之ヲ開キ其事件ノミヲ議ス但シ九月檢視會議ニ於テ法律ニ背キタル處置又ハ前會議定ニ背キタル處置ヲ視出ストキハ議會ハ其府知事縣令ニ對シ其更生ヲ要メ尙ホ更生セサルトキハ直ニ内務卿ニ歎願シテ其處分ヲ乞フヲ得

通常ト臨時ト問ハス會議ノ日數ハ三十日ヨリ多カル可ラス若シ已ムヲ得サル事故ニ依リ期限ヲ超ユルトキハ滿限ノ前ニ於テ内務卿ニ具狀シ許可ヲ乞フヘシ

第六條

臨時至急ヲ要スル事件ヲ施行ノ後議會ニ示スハ之ヲ檢視會議トシ通常ノ九月檢視會議ニ兼合ス但シ此場合ニ於テハ其大體又ハ條目ニ就テノ可否ヲ論セス只其費資支出スヘキ理由及ヒ其額ヲ承認スルニ止ル然レモ若シ法律ニ背キタル處置ヲ視出ストキハ



第七條

議會ハ其府知事縣令ニ對シ其更生ヲ要メ尙ホ更生セサルトキハ直ニ内務卿ニ歎願シテ其處分ヲ乞フヲ得  
至急ヲ要セサル事件ニシテ法律上會議ヲ歴ヘシト定メタル事件ヲ其府知事縣令ノ獨斷ヲ以テ施行シタルトキハ特ニ議會ヲ開テ其府知事縣令ニ答辯ヲ要メ若シ正當ノ條理ナキトキハ議會ハ其取消ヲ要メ尙ホ取消サ、ルトキハ直ニ内務卿ニ歎願シテ其處分ヲ乞フヲ得但シ此會議ハ通常ノ四月又ハ九月ノ開會中ヲ以テ其閉會後更ニ幾日間開會スヘキヲ及ヒ其理由ヲ議會ヨリ直ニ内務卿ニ歎願シテ許可ヲ請フヘキモノトス

第八條

許可ヲ得スシテ恣ニ議會ヲ開キ又ハ權外ノ事ヲ議シ又ハ他ノ議會ト往復通信シ又ハ論書檄文ヲ發スルヲ許サス若シ之ヲ犯セハ其府知事縣令ハ之ヲ中止シ内務卿ニ具狀スヘシ内務卿ハ府知事縣令ニ命シテ議員ヲ解散セシメ更ニ改撰ヲナサシム但シ此場合

第九條

ニ依テ解散ヲ命セラレタル者ハ二年間被撰舉ノ權ヲ失フ  
議會ノ論說屢々横暴ニ赴キ公益安寧ニ害アリト視ルトキハ内務卿ハ其府知事縣令ニ命シテ議員ヲ解散セシメ更ニ改撰セシムルヲアリ

第十條

何等ノ場合ヲ問ハス必要ト視ルトキハ内務卿ハ其府知事縣令ニ命シテ議會ヲ閉チシメ又ハ中止セシムルヲアリ

第十一條

内務卿ハ監督權ヲ以テ書記官ヲ派出シ府縣會議場ニ臨聽セシムルヲアリ

第十二條

議會ヲ開カントスルトキハ期日ヲ定メ其府知事縣令ノ權及ヒ其名義ヲ以テ衆議員ヲ招集ス

第十三條

議員ヲ招集スルニ過半数以上應セサレハ又相當ノ期日ヲ定メテ招集ス尙ホ過半数以上應セサレハ其員數ニ拘ハラズ議會ヲ開ク

ヘシ



第十四條正當ノ事故アルトナキトヲ問ハス其理由ヲ告ケスシテ招集ニ應

セサル者ハ其府知事縣令ハ之ヲ違法者トシテ督責シ其督責ニ係

リタル入費ハ本人ニ償ハシム其再度招集シテ尙ホ應セサル者ハ

之ヲ退職者トシテ其府縣下一般ニ廣告シ法律ニ從テ補欠ノ撰舉

ヲナスヘシ但シ此場合ニ於テ其退職者ハ二年間被撰舉ノ權ヲ失フ

第十五條議會ニ於テ議決シタル條件ハ其議會ノ名義ヲ以テ其府知事縣令

ニ出シ府知事縣令ハ之ヲ可トスルトキハ承認シテ内務卿ニ報告

シ否トスルトキハ更ニ議案ヲ附シテ再議セシムルヲ得

第十六條府縣公費ノ必要費ニ就キ議會ニ於テ不足ノ額ヲ議決スルトキハ

其府知事縣令ハ内務卿ノ許可ヲ得テ其額ヲ増スヘキヲ議會ニ要

求スルヲ得議會尙ホ固執シテ増額セサレハ内務卿ハ直ニ議會

ニ命スルヲアリ

第十七條議員ハ議案ニ付他ノ議員ト意見ヲ交ヘテ私議スルヲ許サス

第十八條府知事縣令ハ其屬官ヲ答辯委員トシテ議場ニ臨マシメ論議ニ答

辯セシム其議場ニ在テ議事式ヲ守ラサルヲ得サルハ議員ニ異ナ

ルヲナシ

第二章 議員選舉規則

第一條 其府縣内每郡市代議員若干人<sup>戸數五千以下ノ郡市ハ一人五千以</sup>ヲ選舉

ス

第二條 左ノ第八節迄箇條ニ當ル者ハ議員ノ選舉者又ハ被選舉者タルヲ

得ス第九節第十節ノ箇條ニ當ル者ハ被選舉者タルヲ得ス

第一節 滿二十一歳ニ至ラサル者

第二節 婦女タル者

第三節 其郡市内ノ籍ニ在ラサル者

第四節 其郡市内ニテ地租拾圓以上ヲ納メサル者

第五節 狂癲疾アル者



第六節 白痴魯鈍ナル者

第七節 懲役以上實決ノ刑ヲ受ケタル者

第八節 身代限りノ處分ヲ受ケ未タ債主ニ義務ヲ了ヘサル者

第九節 俸給ヲ受タル官吏

第十節 第一章中第八條第九條第十四條ノ場合ニ於テ被選舉ノ權ヲ失ヒタル年間ノ者

第三條

每郡市廳ヲ選舉局トナシ其郡市長其局長トナリ其郡市書記其局書記トナル而シテ其局務ヲ行フトキハ郡市長及ヒ郡市書記ノ場合ヲ離レ選舉局長及ヒ選舉局書記ノ名義ヲ以テス

第四條

選舉局長ハ局務一切ノ事ヲ總理シ書記ハ局ノ雜務ニ従事ス

第五條

選舉局ニ於テハ選舉者名簿ヲ備ヘ其郡市内ノ選舉者相當ノ者ハ皆ナ之ヲ登記スヘシ

第六條

代議員ヲ選舉セントスルトキハ其府知事縣令ハ選舉會ヲ催ス

第七條

ヲ其府縣内ニ布令シ同時ニ各郡市ノ選舉局長ニ告令ス各郡市ノ選舉局長ハ期日ヲ定メ其選舉者名簿ニ就テ選舉局ニ招集ス  
選舉局長招集ヲナスニ其期日ニ招集ニ應セサル者アレハ又相當ノ期日ヲ定メテ招集シ尙ホ應セサル者アレハ之ニ拘ハラヌ選舉會ヲ開クヘシ

第八條

正當ノ事故アルト無キトヲ問ハス其理由ヲ告ケスシテ招集ニ應セサルモノハ選舉局長ハ之ヲ違法者トシテ督責シ其督責ニ係リタル入費ハ本人ニ償ハシム

第九條

選舉者ハ其選舉局長ヨリ招集ノ告示ヲ得ルトキハ其期日ニ選舉局ニ集會シ左ノ雛形ノ投票ヲ封緘シテ局長ニ出スヘシ但シ投票ハ各自會場外ニ於テ之ヲ製スヘシ且他人ト意見ヲ交ユルヲ許サス  
◎雛形次頁ニ掲ク

第十條

選舉局長ハ選舉者ヨリ出ス所ノ投票ヲ領受シ選舉者名簿ニ照ラ



シテ其選舉ノ權ヲ有シタル者ナルヤ否ヤヲ審査シ書記ニ命シテ  
投票函ニ投入セシム若シ選舉ノ權ヲ有セサル者ノ投票アレハ直  
ニ之ヲ擯斥ス

半紙四ツ切

被舉者
當市郡何村何番地
何
某
何十何歳
右選舉者
何市郡何村何番地
年月日
何
某印

封表

選舉者
何市郡何村何番地
何
某印

封裏

第十一條 選舉局長各投票ヲ受領シ了ルトキハ衆選舉者ヲ一場ニ參集セシ  
メ其面前ニ於テ書記ニ命シ各投票ヲ開封シテ番號ヲ附シ又選舉  
者名簿中其投票者ノ姓名ノ側ニ同番號ヲ附シテ其投票シタルコ  
ヲ證シ而シテ其被選舉者ノ姓名ヲ朗讀シテ別段備ヘタル帳簿ニ  
登記シ了テ衆被選舉者中投票多數ノ者若干人其市ノ戸數ノ比例ニ  
依テ定マリタル人數  
ヲ拔テ當選者ト定メ衆選舉者ニ告示ス若シ投票同數ノ者アレハ  
年長ノ者ヲ取リ同年同票數ノ者アレハ(以下缺ク)

第十二條 選舉局長ハ選舉會ヲ了ル翌日書記ヲシテ當選者ノ住所ニ就テ其  
被選舉ノ權ヲ有シタル者ナルヤ否ヤヲ審査セシメテ後其住所姓  
名年齢及ヒ被選舉ノ權ヲ有シタルノ旨ヲ其府知事縣令ニ具申ス  
第十三條 若シ當選者被選舉ノ權ナキ者ナルトキハ次ノ投票數ノ者ニ就キ  
前條ノ手續ヲナシテ之ヲ當選者ト定メ其旨ヲ其府知事縣令ニ具  
申シ又衆選舉者ニ廣告シ而シテ其選舉者ハ違法者トシテ之ヲ督



責シ其督責ニ係リタル入費ハ本人ニ償ハシム

第十四條府知事縣令ハ各郡市選舉局長ノ具申ヲ領收シ適法ノ具申ト視ル

トキハ各其住所姓名ヲ明記シテ其府縣内ニ廣告ス此場合ニ於テ

ハ當選者ハ別段ノ命令ナクシテ議員タル事當然タリ

第十五條當選者代議員ヲ命セラレタルトキハ左ノ箇條ノ事故ヲ除クノ外

自己ノ便宜ヲ以テ辭退スルヲ得ス

第一節 常ニ旅行シテ營業ヲナス者

第二節 父母ノ宿病ニ依リ常ニ侍養ヲ欠クヲ得サル者

第三節 宿病ニ罹リ世事ニ從フヲ能ハサル者

第十六條前條ノ第一節第二節第三節ノ場合ニ依テ辭退ヲ准允スルトキハ

次ノ投票數ノ者ニ就キ第十三條第十四條ノ手續ヲナス

第十七條議員ノ在任ハ滿三年トシ三年毎ニ改選ス

第十八條議員中死去スル乎又ハ臨時ニ第十五條ノ第一節第二節第三節ノ

事故ヲ生シ辭退ヲ准允スルトキ又ハ第一章中第八條第九條第十

四條ノ場合ヲ生シタルトキ又ハ第二條ノ第三節第四節第五節第

七節第八節第九節第十節ノ故事ヲ生シ職ヲ失ヒタルトキハ常式

改撰ノ定期ニ拘ハラス選舉會ヲ開キ其欠員ヲ補フ

第十九條常式改撰ノ撰舉會ヲ行フニ於テモ其府知事縣令ハ第六條第十四

條ノ例ニ從テ其府縣内ニ布令スヘシ但シ選舉局長ニ告令スルハ

其選舉會ヲ行フヘキ郡市ニ限ルヘシ

第二十條選舉ノ事ニ付選舉局長違法ノ處置ヲナシタルトキハ其違法ノ爲

メ權利ニ關シタル者ハ選舉局長ニ其更生ヲ要メ尙ホ更生セサル

トキハ直ニ其府知事縣令ニ歎願シテ其處分ヲ乞フヲ得

第廿一條選舉會中其選舉ノ事ニ付爭論ノ起リタルトキハ選舉局長ノ權ヲ

以テ之ヲ裁斷シ若シ罵詈誶喧嘩等ニ亘ルトキハ局長ハ之ヲ制

止督責シ違法トシテ場外ニ退去セシム



第廿二條 局長ハ何等ノ場合ヲ論セス會場ノ形勢強暴ニ涉リ遂ニ安寧ニ關スルト視ルトキハ派出ノ警察官吏ニ報知シ其處分ヲ求ムルヲ得

第廿三條 府知事縣令ハ每郡市選舉會場ノ警備トシテ警察官吏ヲ派遣シ會場外便宜ノ場所ニセシム然レモ選舉局長ノ要メニアラサレハ會場ニ入ルヲ許サス

第廿四條 警察官吏ハ局長ノ求メニ由テ會場ニ入ルトキハ其事由ニ應シ常法ニ依テ處置ス可シ

第廿五條 選舉者ニハ其開會中滞在日手當及ヒ往返旅費ヲ給ス其額ハ會議ノ議決ヲ歷テ之ヲ定ム

第三章 職制

第一條 議長ノ職制

第一節 議長ノ任ハ其府知事縣令之ヲ享有ス

第二節 在任ハ平常トス

第三節 俸給ナシ

第四節 其職務ヲ行フトキハ府知事縣令ノ場合ヲ離レ其府縣

會議長ノ名義ヲ以テス

第五節 議會一切ノ事ヲ管理シ議事ニ關シタル法令規則ヲ執

行シ議場ニ臨ミ議事ヲ整理ス

第六節 議事中論議ノ可否ノ多少ヲ決シ論議相半スルトキハ

其可否ヲ決ス

第七節 議會中ノ事務規則ヲ設立スルヲ得

第八節 議場ノ取締ヲナス

第九節 議員及ヒ會中諸員ノ違法ヲ糾ス

第十節 議事ニ就キ發論ノ權ナシ

第二條 議員ノ職制

第一節 選舉及ヒ人員並在任年期ハ第二章ノ規則ニ從フ



第二節

第二章ノ第二條ノ第三節第四節第五節第七節第八節第九節第十節ノ事故ヲ生シタルトキハ別段ノ命令ナクシテ自然其職任ヲ失フ

第三節

俸給ナシ其開會中滞在日手當及ヒ往返旅費ヲ給ス其額ハ議會ノ議決ヲ歷テ之ヲ定ム

第四節

議員ノ職權ハ其議會ノ事ニ止マリ他ノ一般公私ノ事ニ及ハス

第五節

議會ノ權限并ニ紀律及ヒ議事式ニ從ヒ諸議案ヲ議ス

第六節

議案ヲ發スルノ權ナシ

第七節

議案ニ就キ修正ノ意見ヲ發スルヲ得

第三條 書記ノ職制

第一節

府知事縣令ノ權ヲ以テ其府縣ノ屬官又ハ其府縣ノ籍ニ在ル者ヲ撰テ之ヲ命ス但シ定員ナシ其議會ノ景況

ニ依リ府知事縣令適宜ニ其數ヲ定ム

第二節

在任ハ其開會中ニ限ル

第三節

俸給ハ日給トシ其在任中之ヲ給ス其額ハ其議會ノ景況ニ依リ一箇月拾五圓ヨリ多カラサル高ヲ以テ府知事縣令適宜ニ之ヲ定ム但シ府縣ノ屬官中ヨリ奉仕スル者ハ別段俸給ヲ給セス

第四節

議長ノ命ヲ承ケ會中ノ諸務會計ヲ分掌シ帳簿ヲ管守シ議場ニ臨ミ場中ノ儀式ヲ展ヘ議案ヲ讀ミ議事ヲ記シ其府知事縣令ニ具申スル文案ヲ作ル

第四條 筆生ノ職制

第一節

府知事縣令ノ權ヲ以テ其府縣ノ屬官又ハ其府縣内ノ籍ニ在ル者ヲ撰テ之ヲ命ス但シ定員ナシ其議會ノ景況ニ依リ府知事縣令適宜ニ其數ヲ定ム



第二節 在任ハ其開會中ニ限ル

第三節 俸給ハ日給トシ其額ハ其議會ノ景況ニ依リ一ヶ月九

圓ヨリ多カラサル高ヲ以テ府知事縣令適宜ニ之ヲ定

ム

第四節 議長ノ命ヲ承ケ書記ノ指示ニ從ヒ會中ノ筆記計算及

ヒ雜務ヲ分掌シ又議員ノ求メニ從テ諸務ニ從事ス

第五節 議場ニ臨ムヲ許サス

第四章 議事式

第一條

議長ハ會議ノ時限ニ先ツ其席ニ着キ令ヲ下シテ衆議員及ヒ府知

事縣令ノ答辯委員ヲシテ各其番號ニ從テ着席セシム但シ議員番

號ハ當初抽ヲ以テ之ヲ定メ答辯委員ノ番號ハ抽ヲ用ヒス番外

何番ト定ム

第二條

議員ノ出場總員ノ三分ノ一ニ充タサルトキハ其日ノ議場ヲ開ク

ヲ得ス

第三條

議長ハ議論中議員ヲ制シ議式序次ヲ破ラサラシム

第四條

議長ハ必要ト視ル場合ニ於テハ號鈴ヲ鳴ラシテ議員ノ發言ヲ止

ム

第五條

議長ハ議案中順序ヲ追ヒ一箇條宛ヲ書記ニ朗讀セシメ其朗讀ノ

箇條ニ就テ議セシム

第六條

議長書記ニ命シテ議案ヲ朗讀セシメタル後發言セント欲スル者

ハ必ス起立シテ議長ト呼ヒ其發言セント欲スルヲ知ラシメ議

長ハ其議員ノ番號ヲ呼ヒ衆議員ヲシテ發言スルハ誰某ナルヲ

知ラシム若シ同時ニ發言セント欲スル者數員アルトキハ其番號

ノ順序ヲ以テ先後ヲ定ム

第七條

議場ニ於テ議長ヲ呼フトキハ其名ヲ呼ハスシテ議長ト呼フ可ク

議員ヲ呼フトキハ番號ヲ呼フヘシ



第八條 論議ニ當テハ甲乙議員直接ニ論辯應答ヲナスヲ許サス互ニ議長ニ向テナスヘシ

第九條 議員議場ニ在テハ互ニ私語スルヲ許サス

第十條 一議員發言中ハ他ノ議員ハ靜肅シテ其發言ヲ滿場ニ洞達セシムルヲ要ス可シ都テ發言ヲ妨害スル所爲ヲ許サス

第十一條 一議員發言中他ノ議員ニ於テ其說本案ヲ誤解シ若クハ本案ト關係ナクシテ無用ニ屬スルモノト思フトキハ發言未タ終ラサル前ト雖モ議長ニ向ヒ無用ト呼フコト得ヘシ議長ハ直ニ甲議員ノ發言ヲ中止セシメ乙議員ヲシテ其無用トスル理由ヲ説明セシメ又甲議員ヲシテ答辯ノ自由ヲ得セシメ然シテ後議長ノ裁決ニ任セテ遂ニ甲議員ノ發言ヲ廢止スルコト得

第十二條 議案ヲ論議シタル後議長衆議員ヲシテ起立法ヲ以テ可否ヲ決セシムヘシ議案中數條目アルトキハ其條目ニ就テ異議アルモノハ

修正ノ意見ヲ發シ議長其可否ヲ決セシムルコト上ノ如シ

第十三條 一案ヲ議スルニ其本案中支節ヲ生スルトキハ姑ク本案ヲ置キ先ツ支案ヲ議スル歟又ハ先ツ本案ヲ了テ次ニ支案ニ及フコト議長ノ所見ニ從フ

第十四條 論議ノ可否ハ多數ニ決ス可シ

第十五條 議員ハ議案ヲ議スルニ方テハ充分論議スルノ權ヲ有スルノミナラス何等ノ場合ニ於テモ可否ノ員ニ加ラサルコト得ス

第十六條 議員議場ニ在テハ何等ノ異論ヲ生シ自己ノ說伸ヒサル場合ニ至ルモ之カ爲メニ其席ヲ保タサルヲ得ス

第十七條 一議案ニ付一度發言セシモノハ該案數日決セスト雖モ其說ヲ變スルコトヲ許サス其議案ヲ修正シ又ハ改議スルトキハ此限ニアラス

第十八條 一議ニ付前說ヲ變スルコトヲ禁スト雖モ若シ緊急已ムヲ得サルニ



出テ變説セント欲スルモノハ其理由ヲ議長ニ告ケ議長之ヲ衆議  
員ニ問ヒ衆議員許可ノ上ハ變説ヲ發スルヲ得此ノ場合ニ於テハ  
前説ヲ廢棄スルヲ當然タリ

第十九條已ニ發言セシ者猶ホ其旨趣ノ貫徹ヲ要スル爲メ幾度モ發言スル  
ヲ得然レ共他員ノ發言中ニ混説スルヲ許サス

第二十條論議ハ罵詈誶ニ涉リ又ハ人身上ニ就テ褒貶毀譽ニ涉ルヲ許  
サス

第二十一條議員ハ修正ノ意見ヲ發スルヲ得但シ修正トハ本案ニ付キ之ヲ  
修補改正スルヲ云フ

第二十二條修正ノ意見ヲ發スル者アリテ衆議可ト決スルトキハ議長委員ヲ  
命シテ修正案ヲ作ラシム

第二十三條修正委員ノ外他ノ議員ヨリ修正案ヲ出ス者アルトキハ議長ヨリ  
委員ニ付シ比照裁取シテ一案トナサシム

第二十四條修正案成ルトキハ之ヲ議長ニ出シ議長之ヲ各議員ニ分付シ併セ  
テ第二次會ヲ開クノ日ヲ報告シ又其一部ヲ答辯委員ニ付ス答辯  
委員若シ修正案ニ叶同セサルトキハ意見書ヲ作り議長ニ答覆ス  
其意見書ヲ作ルニ要用ナル時間ヲ得ル爲メニハ本案會議ノ期ヲ  
緩クスルヲ求ムルヲ得又タ意見書ヲ作ラスシテ議場ニ臨ミ  
原案ヲ主持スルヲ得

第二十五條第二次會ニ於テ書記ハ先ツ逐條原案ヲ讀ミ次ニ修正案ヲ讀ミ次  
ニ答辯委員ノ意見書ヲ讀ミ修正委員考按ヲ陳シ答辯委員原案ヲ  
主持シ而シテ後衆議員修正ノ可否ヲ決ス

第二十六條會議中議員事故アリテ議場ニ臨マス決議ノ後來會スル者アリト  
雖モ更ニ議スルヲ許サス

第二十七條答辯委員議席ニ在テハ只管其本案ヲ主持スヘシ變説ヲ發シ又ハ  
修正ノ意見ヲ發スルヲ得然レ共其論議ノ權利ハ議員ニ異ルヲ



ナシ只可否ノ數ニ入ラス

第廿八條議案議決スルトキハ議會ノ名義ヲ以テ其府知事縣令ニ出スヘシ

第廿九條議事ハ第一次第二次第三次ノ三會トス

第三十條其第一次會ハ議長衆議員ニ議案ヲ分付シ書記ヲシテ議案ノ全篇

ヲ朗讀セシメタルノ後答辯委員ハ直ニ本案ノ旨趣ヲ辯明シ議員

若シ疑問スヘキコトアレハ更ニ答辯委員ノ辨明ヲ求ムルコトヲ得

第卅一條議長ハ第一次會ノ終リニ於テ本案第二次會ノ期日ヲ報スヘシ

第卅二條其第二次會ハ書記議案中ノ一箇條ヲ朗讀シタル後議員其論議ヲ

ナシ且其可否ヲ決シ順次ニ逐條論決ス可シ然レトモ衆議ノ決定

ニ由テ其條款ノ順序ヲ變換シ或ハ各條ヲ連帶シテ論議シ又ハ同

一ノ條ニ付修正ノ各意見アルトキハ之ヲ分別シテ各其可否ヲ決

スルコトヲ得

第卅三條前條ノ場合ニ於テ一議員修正ノ意見ヲ發シ他ノ議員之ヲ贊成ス

レハ議長ハ之ヲ問題トシテ各議員ヲシテ論議セシメ而シテ後其  
可否ヲ問フ此際ニ方ツテ別段ノ建議ヲ發スルノ外問題外ノ説ヲ  
發スルコトヲ得ス

第卅四條第二次會ノ終リタル後議長ハ書記ヲシテ修正ノ諸説ノ決定セル

者ヲ輯録セシメ此輯録ニ據テ原案ヲ修成セルモノハ原案共ニ第

三次會ノ議案トス

第卅五條議長ハ第二次會ノ終リニ於テ本案第三次會ノ期日ヲ報告スヘシ

第卅六條其第三次會ハ第二次會ト同シキ順序ヲ以テ書記議案ヲ朗讀シタ

ル後議員ハ議案ノ大意及ヒ各條毎ニ只一回ノ發言ヲナシ發言既

ニ異レハ議長ハ可否ヲ問フテ之ヲ確定スヘシ

第卅七條第三次會ニ於テ第二次會ニ定決セル修正案廢棄セラル、トキハ

仍ホ原案ニ就キ可否ノ決ヲ取ル

第卅八條第三次會ニ於テハ修正ノ意見ヲ發スルコトヲ得ス若シ已ムコトヲ得



サルニ出テ修正ノ意見ヲ發セント欲スル者ハ其理由ヲ議長ニ告ケ其意見ヲ陳述ス可シ但シ此意見ハ五名以上ノ賛成アルヲ要ス若シ其説用ヒラレタルトキハ更ニ其修正案ヲ頒ツニ至ルマテ確定ノ議決ヲ延ハス可シ

第卅九條 議員又ハ答辯委員ニ於テ第一次會ヨリ第三次會ニ至ルマテノ期日ヲ伸縮スルコトヲ要スルトキハ衆議ニテ之ヲ決ス可シ

第四十條 何レノ會ニ於テモ議員ノ動議賛成多數ノ決ニ由テ委員ヲ選ミ議案ノ全部或ハ一部及ヒ其他會中ノ事務ヲ附托スルコトヲ得此委員ハ其附托セラレタル事ニ付テノミ之ヲ處分シ且之ニ付テノ報告ヲナス可シ

第四十一條 檢視會モ其式ハ議事會ニ同シ只修正ノ權ナシ若シ其違法ノ處置ナリト議決スルトキハ第一章ノ第四條第六條ノ手續ヲナスヘシ

### 第五章 議場ノ取締

第一條 會外人ノ傍聽ヲ許サス

第二條 議場ニ在テハ吹煙ヲ許サス

第三條 議員論議ノ餘勢或ハ罵詈誶喧嘩等ニ亘ルトキハ議長ハ之ヲ制止督責シ違法者トシテ之ヲ場外ニ退去セシム

第四條 前條ノ場合ニ於テ議長之ヲ制止スルモ仍ホ聽カス遂ニ不法ノ所爲ニ涉ルトキハ議長ハ之ヲ出張ノ警察官吏ニ報知シ其處分ヲ求ムヘシ

第五條 議長ハ何等ノ場合ヲ論セス議場ノ形勢強暴ニ涉リ遂ニ安寧ニ關スルト視ルトキハ出張ノ警察官吏ニ報知シ其處分ヲ求ムルヲ得

第六條 府知事縣令ハ其議場ノ警備ノ爲メ警察官吏ヲ出張セシメ議場外適宜ノ場所ニ衛ラシム然レ共議長ノ求メニアラサレハ議場ニ入ルヲ許サス



第七條 警察官吏ハ議長ノ求メニ由テ議場ニ入ルトキハ其事由ニ應シ常法ニ依テ所置スヘシ

第六章 經費ノ精算及書類ノ保存

第一條 議會ハ閉會後十日以内ニ開會中諸般ノ經費ヲ精算シ主任姓名捺印ヲ具シテ其府知事縣令ニ出シ府知事縣令ハ之ヲ檢查シ法ニ依テ公費ノ精算中ニ算入スヘシ

第二條 同前議會ニ係ル一切ノ書類ヲ類別篇輯シ主任ノ姓名捺印ヲ具シテ其府知事縣令ニ出シ府知事縣令之ヲ其府縣廳ニ保存スヘシ

第三條 選舉會ハ閉會後十日以内ニ開會中諸般ノ經費ヲ精算シ主任ノ姓名捺印ヲ具シテ其郡市長ニ出シ郡市長之ヲ檢查シ法ニ依テ公費ノ精算中ニ算入スヘシ

第四條 同前選舉會ニ係ル一切ノ書類ヲ類別編輯シ主任ノ姓名捺印ヲ具シテ其郡市長ニ出シ郡市長之ヲ其郡市廳ニ保存スヘシ

御布告案

從來地方ニ於テ民費ト稱シ候府縣及ヒ區村町ノ費用金ノ儀自今地方公費ト稱シ賦課法別冊之通相定候條從前諸布告諸達書等ノ右ニ抵觸候廉ハ悉皆廢止候義ト可心得此旨布告候事

但本條公費ノ中費目ニ依テハ其全又ハ幾分ヲ國費ヲ以テ補助候事

明治十一年 月 日

太 政 大 臣

地方公費賦課法

總 則

地方公費トハ其府縣内一般郡市内一般村町内一般ノ利害ニ關スル事項ヨリ生スル公同費用即チ府縣治郡市治ノ權内及ヒ村町公事ノ權内ノ費用ニシテ府知事縣令ハ府縣會議ヲ取リ郡市長ハ郡市會議ヲ取リ村町ノ